第２期芝山町

子ども・子育て支援事業計画

令和２年 10 月

芝　　山　　町

はじめに

子育てをめぐる問題の増加や少子化に歯止めのかからない状況が続いています。少子化を食い止め、持続性のある豊かな社会を築いていくためには、今まさにすべての人が子育ての重要性を再認識するときが来ているのではないかと考えています。

国においては平成24年８月「子ども・子育て関連３法」の制定をはじめ、平成27年には「子ども・子育て支援新制度」の施行、平成28年には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行、平成29年には「子育て安心プラン」の公表など様々な取組が行われています。

このような状況を踏まえ、芝山町においても平成27年３月に「第１期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策に計画的に取組んできました。このたび第１期計画の計画期間が終了することから、新たに「第２期芝山町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。本計画においても第１期計画の基本理念である「子育て　子育ちをみんなで支えるまち　しばやま」を引き続き継続し、子どもたちの成長が、家庭や地域の人びとの温かいまなざしと支えの中で育まれていくまちづくりを目指します。

子育ては子育て家庭を基本としつつも子育て家庭だけではなく、行政の支援はもとより地域社会や企業も含めた社会全体での取組が必要となっています。

子どもは社会の希望であり、未来を創る力です。思いやりのある心の豊かな子どもに成長することが、将来の担い手の育成につながると考えております。

皆様におかれましては、地域全体で子どもを育む社会を築くため、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして多大なご尽力を賜りました芝山町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査などを通じて貴重なご意見をいただきました多くの皆様に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

令和２年10月

芝山町長　相川 勝重

目　　次

第１章　計画の概要 1

１　計画の背景と趣旨 1

２　計画の位置づけ 2

（１）計画の位置づけ 2

（２）他の計画との関係 3

３　計画の期間 3

４　基本指針の改正 4

５　計画の策定体制 5

６　計画の対象 5

第２章　芝山町の現状 6

１　子育て家庭を取り巻く環境 6

（１）総人口と年少人口の推移 6

（２）児童数の推移 8

（３）出生数と合計特殊出生率の推移 9

（４）婚姻・離婚の推移 10

（５）未婚率の推移 11

（６）総世帯数と子どものいる世帯割合の推移 12

（７）女性就業者数の推移 14

２　保育所・幼稚園の状況 15

（１）保育所 15

（２）幼稚園 16

３　小学校・中学校等の状況 17

（１）小学校 17

（２）中学校 17

（３）学童クラブ 18

４　ニーズ調査の結果 19

（１）調査の概要 19

（２）主な調査結果 19

第３章　計画の基本的考え方 23

１　基本理念 23

２　基本方針 23

３　事業計画の推進 24

４　芝山町の子育て支援についての基本的考え方 25
５　施策体系 27
第４章　子ども・子育て支援事業計画 28
１　量の見込みの算出 28
（１）算出方法 28
（２）「量の見込み」の算出のための家庭類型 28
（３）家庭類型の算出（現在・潜在） 29
（４）「量の見込み」を算出する項目 30
（５）将来児童数の推計 31
（６）潜在家庭類型別将来児童数の推計 32
２　教育・保育提供区域の設定 33
３　教育・保育の量の見込みと確保方策 33
４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 36
（１）利用者支援に関する事業（利用者支援） 37
（２）時間外保育事業（延長保育事業） 37
（３）放課後児童健全育成事業（学童クラブ） 38
（４）子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ） 39
（５）乳児家庭全戸訪問事業 39
（６）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 40
（７）地域子育て支援拠点事業 41
（８）一時預かり事業 41
（９）病児保育事業（病児・病後児保育事業） 43
（10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 44
（11）妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診） 44
（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業 45
（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業 45
５　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容 46
（１）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実について 46
（２）地域における教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携 46
（３）保育所と小学校との連携 46
６　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 46
第５章　関連施策の展開 47
１　産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 47
２　子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 47
（１）子ども虐待防止対策の充実 47

（２）ひとり親家庭の自立支援の推進 47
（３）障がい児施策の充実等 47
３　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 48
４　地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化 48
（１）安心して迎える妊娠・出産 48
（２）親子の健康づくりを支援する健診・相談 48
（３）正しい生活習慣のための働きかけ 48
第６章　計画の推進 49
１　計画の推進 49
２　計画の進行管理 49
資料編 50
１　芝山町で受けられる子育て支援サービス（抜粋） 50

第１章　計画の概要

１　計画の背景と趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、平成30年の合計特殊出生率は1.42で、人口を維持するために必要な2.07を大きく下回っています。少子化の急速な進行、待機児童の増加、貧困と格差の増加、就労意識や労働環境の変化、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化などが指摘されており、これらの社会背景等を踏まえて、子育てをしやすい環境の整備と地域の子ども・子育て支援の充実を図り、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を構築していく必要があります。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定、平成24年には、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども、子育て関連３法」が制定、平成27年には「子ども・子育て支援新制度」が施行されるとともに新たな組織として「子ども・子育て本部」を設置し、「子ども・子育て支援新制度」が進められてきました。

平成28年には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が施行されたほか、平成29年には、平成30年度から令和４年度末までに女性就業率80％にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとした「子育て安心プラン」を公表し、平成29年末の「新しい経済政策パッケージ」では、「人づくり革命」として幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化等、２兆円規模の子育て世代、子どもたちへの政策を盛り込み、その安定財源として消費税率10％への引上げが実施されました。

また、平成28年10月、平成29年４月施行の「児童福祉法の一部を改正する法律」では、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの設置や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等、社会的養育・児童虐待防止対策に係る事項について改正されました。

一方、子育ては保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、地域全体が子育てを支援するという視点も重要になっており、平成30年４月１日施行の改正社会福祉法では、『自分や家族が暮らしたい地域を考える』『「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する』『「一人の課題」について解決する経験の積み重ね』といった地域づくりの３つの方向性が示されており、互いに影響し合い、「我が事・丸ごと」の地域共生社会づくりの意識を醸成していくことが求められています。

芝山町においても、これらの社会的背景等を踏まえ、教育・保育・子育て支援の充実を図り、計画的に給付・事業を実施するために、平成27年３月に「第１期芝山町子ども・子育て支援事業計画」を策定し子育て支援施策に計画的に取組んできました。第１期計画が令和元年度末をもって満了することから、引き続き子育て支援施策の充実を図るため、本町における子育て支援に関する課題等を整理するとともに、基本指針改定等の国や県の動向を踏まえ、「第２期芝山町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

２　計画の位置づけ

（１）計画の位置づけ

根拠法（該当条文抜粋）

根拠法	該当条文
子ども・子育て支援法（抜粋）	（市町村子ども・子育て支援事業計画） 第六十一条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
次世代育成支援対策推進法（抜粋）	（市町村行動計画） 第八条　市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。
児童福祉法（抜粋）	第五十六条の四の二　市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園（次項第一号及び第二号並びに次条第二項において「保育所等」という。）の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

本計画は、上記の根拠法に基づき策定しています。

より詳細にみると本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、子ども・子育て施策の基本的方向や目標を示すとともに、国から示された基本指針に即して、各年度の「教育・保育」の量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、それらの提供体制を定めるものです。

また、次世代育成支援対策推進法の有効期限が10年間延長（令和７年（2025年）３月31日まで）されたことで、次世代育成支援対策推進法第８条に基づく「市町村行動計画」として位置づけるとともに、児童福祉法第56条の４の２に基づく「市町村整備計画」及び国の「健やか親子21」に基づく「母子保健計画」の内容を含む計画としています。

さらに、「第４次芝山町総合計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、本町が進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するものとします。

（２）他の計画との関係

本計画は、「第４次芝山町総合計画」が掲げる基本理念や将来像をもとに、芝山町における子ども・子育て支援に関する総合的な計画です。また、健康・福祉分野の各種計画との整合を図るとともに、その他の分野の個別計画との連携を図ります。

総合計画との関係

〇第４次芝山町総合計画
（計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度）

その他子ども・子育て関連計画

⇩ 整合

◎第２期芝山町子ども・子育て支援事業計画
（計画期間：令和２年度～令和６年度）

３　計画の期間

本計画は、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とします。

計画の期間

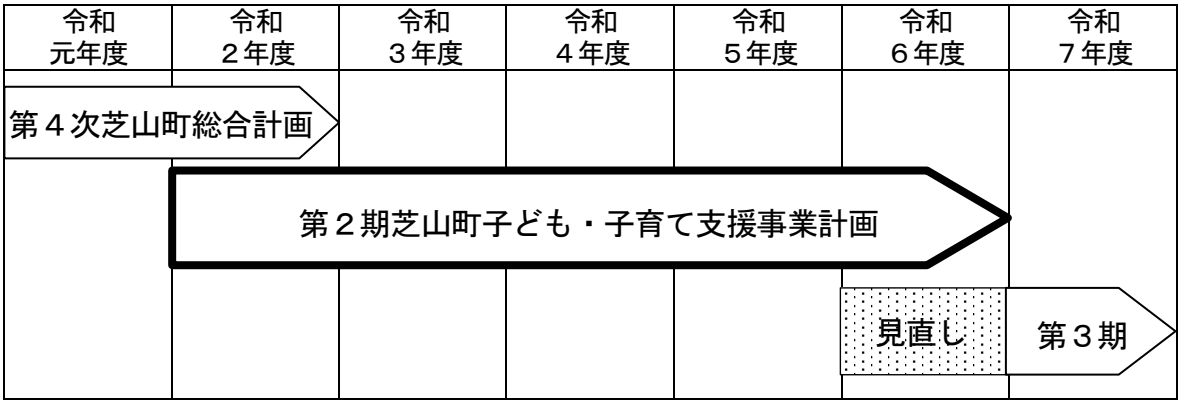

４　基本指針の改正

令和２年度を初年度とする第２期計画の策定に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が行われ、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年９月14日公表）の策定や、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直し、その他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正、幼児教育・保育の無償化実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正が行われました。

第２期計画では、この内容を踏まえた対応が必要となり、改正の主な項目は以下となります。

基本指針の改正

１　新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画等の作成に関する事項について追記

・放課後児童健全育成事業の実施に当たって、2023 年度までの５年間で約 30 万人分の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後子ども総合プラン」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子ども教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用

・目標事業量の設定に当たって、５歳児のうち、２号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、地域における女性就業率の動向をも配慮

２　平成 28 年の児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

・子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進

・児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進等

・平成 28 年改正児童福祉法の新しい理念である、子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則の実現

３　その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

・幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備

・幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応

・外国につながる幼児（海外から帰国した幼児や、両親が国際結婚の幼児など）への支援・配慮

・医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の任意的記載事項に追加　等

４　幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う追記

・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保　等

５　計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第１項に基づく「芝山町子ども・子育て会議」において、内容等の審議を行います。

６　計画の対象

概ね18歳までの子どもをはじめ、その家族等を計画の対象とします。

第２章　芝山町の現状

１　子育て家庭を取り巻く環境

（１）総人口と年少人口の推移

国勢調査による本町の総人口は、平成７年の8,517人をピークに減少が続いており、平成27年は7,431人となっています。総人口に占める年少人口（０～14歳）は、平成２年の1,494人（17.9%）以降、減少傾向で推移しており、平成27年は776人（10.4%）となっています。

最近５年間の総人口の推移についても減少が続いており、平成30年から令和元年にかけて総人口は88人減となっています。

国勢調査による総人口と年少人口の推移

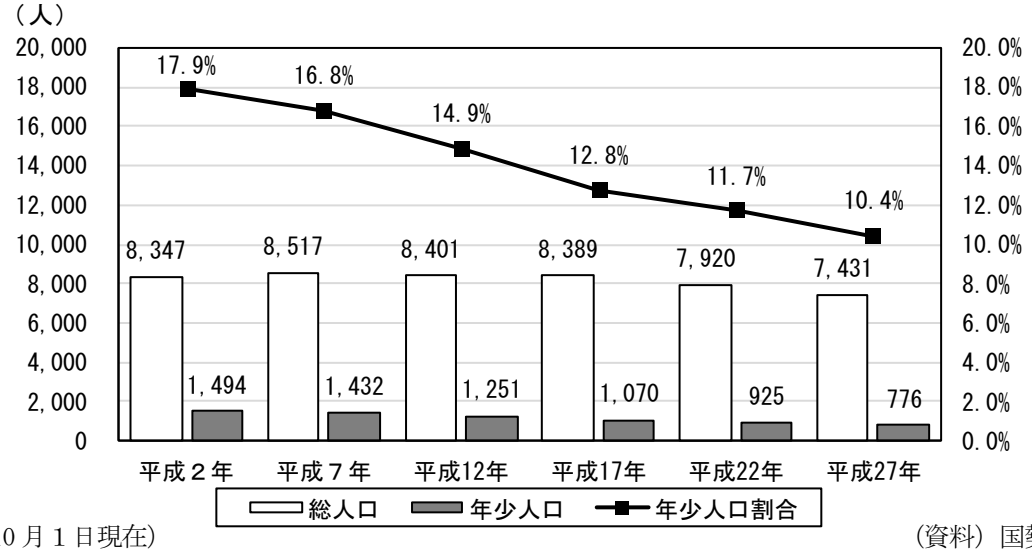

（各年 10 月 1 日現在）　　（資料）国勢調査

最近５年間の総人口と年少人口の推移

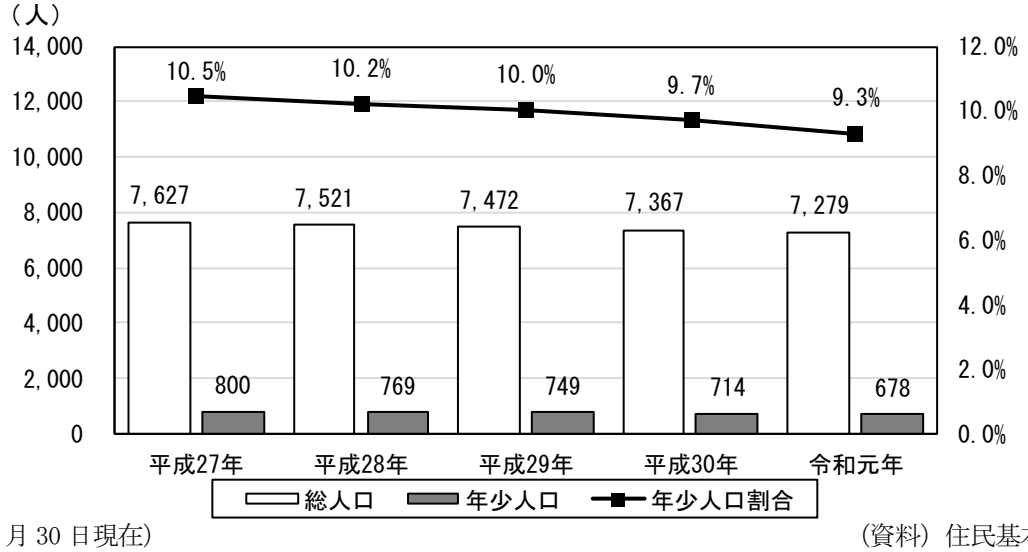

（各年９月 30 日現在）　　（資料）住民基本台帳

参考

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成29年推計）」によれば、2015年（平成27年）の国勢調査は１億2,709万人であり、出生中位推計の結果に基づけば、この総人口は、以後長期の人口減少過程に入ります。2040年の１億1,092万人を経て、2053年には１億人を割って9,924万人となり、2065年には8,808万人になるものと推計されます。

わが国の人口推移と推計（中位推計）

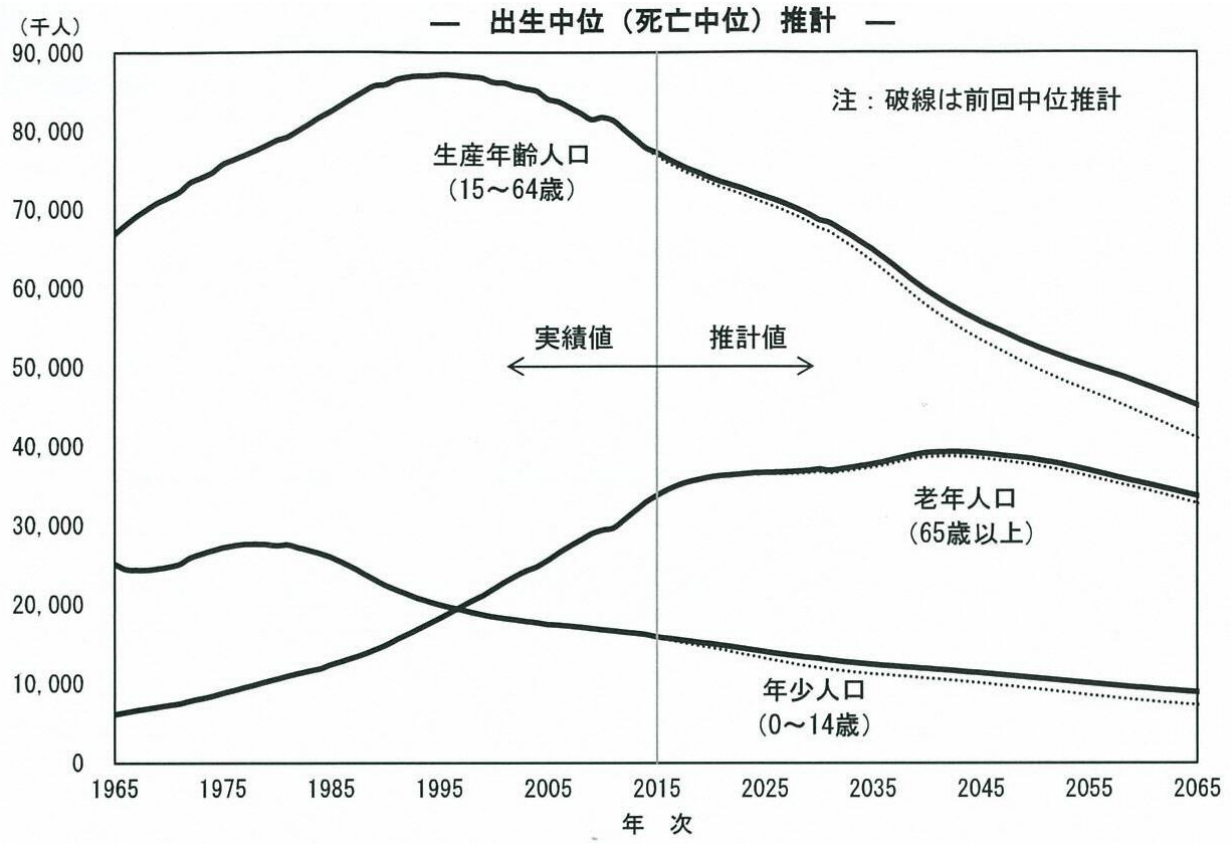

（資料）2015 年（平成 27 年）までは国勢調査（10 月 1 日現在）。
2016 年（平成 28 年）以降は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成 29 年推計（10 月 1 日現在））」

（２）児童数の推移

本町の児童数（０～11歳）は、令和元年９月30日現在、510人となっており、平成27年と比べると104人減少しています。就学前児童（０～５歳）が53人、小学生児童（６～11歳）が51人それぞれ減少となっています。

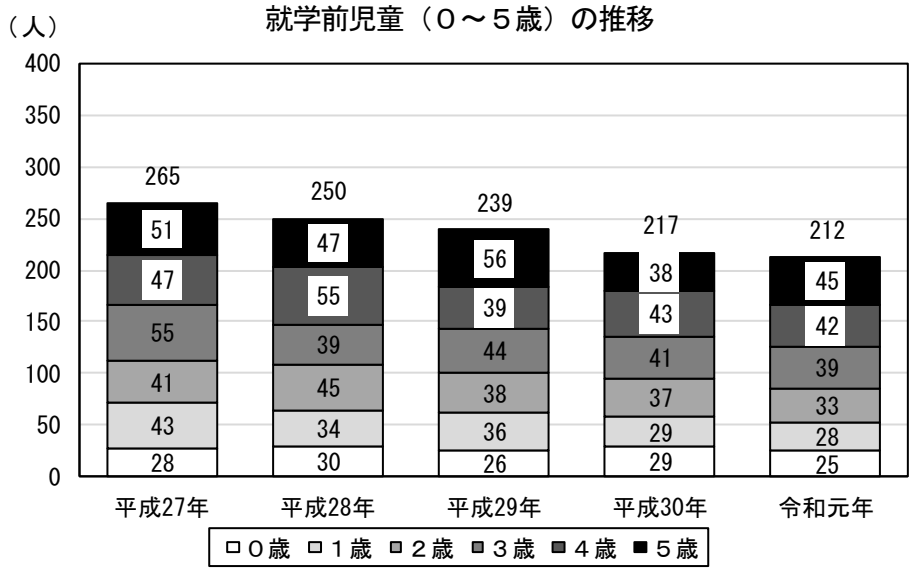

（各年９月 30 日現在）　　（資料）住民基本台帳

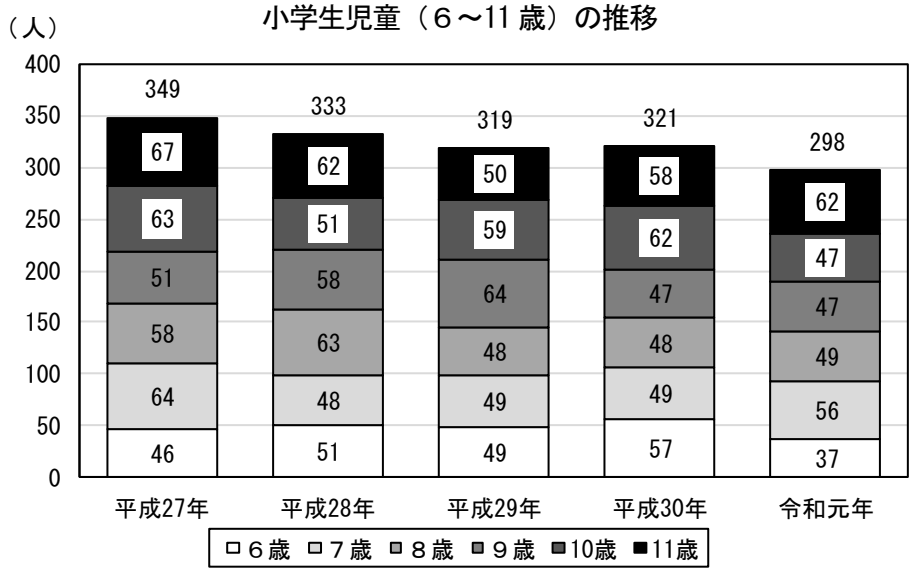

（各年９月 30 日現在）　　（資料）住民基本台帳

（３）出生数と合計特殊出生率の推移

平成21年からの出生数の推移をみると、おおむね減少傾向で推移しており、平成30年は21人となっています。

合計特殊出生率（女性が一生の間に産むと推定される子どもの数）について平成21年からの推移をみると、本町ではいずれの年も全国を下回り、また、平成24年を除いて県を下回っています。

出生数の推移

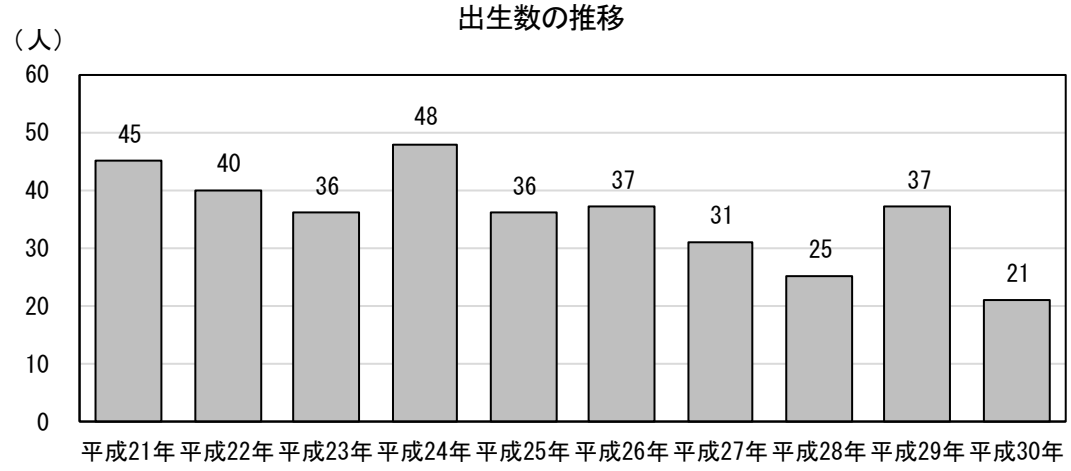

（資料）千葉県衛生統計年報

合計特殊出生率の推移

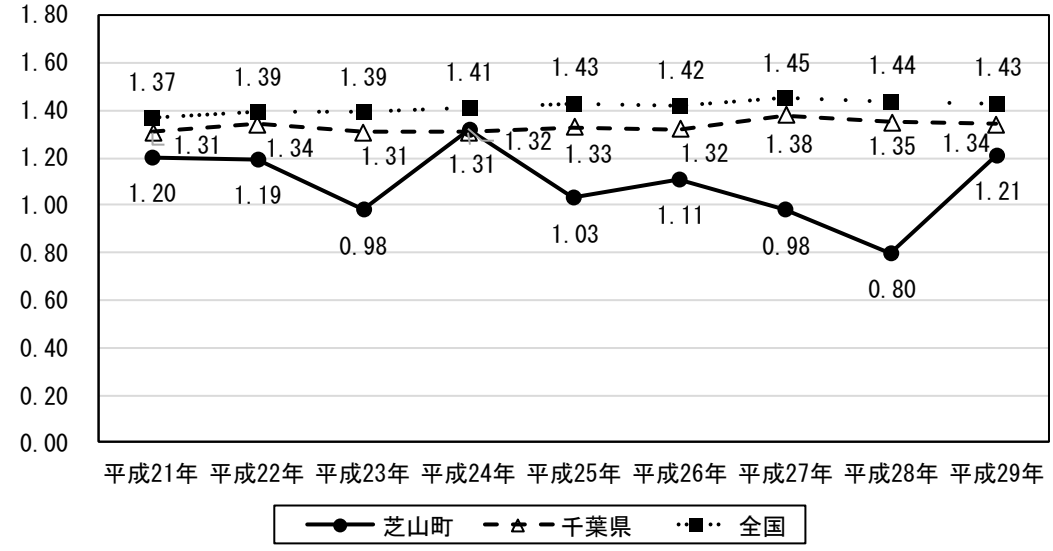

（資料）千葉県衛生統計年報

（４）婚姻・離婚の推移

本町の平成30年の婚姻件数は15件、平成30年の離婚件数は10件となっています。

人口1,000人に対する婚姻率は県及び国より低く、離婚率は年によって異なりますが、おおむね県及び国より高い傾向です。

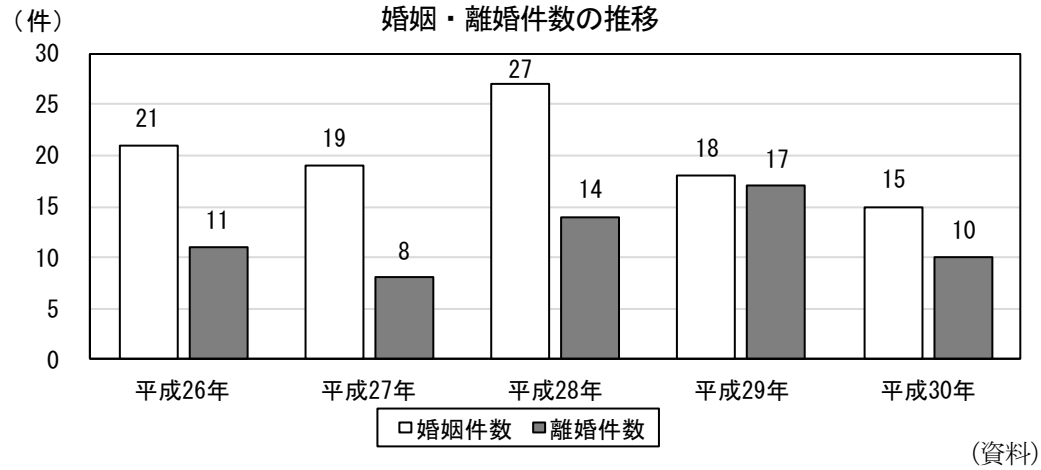

（資料）町資料

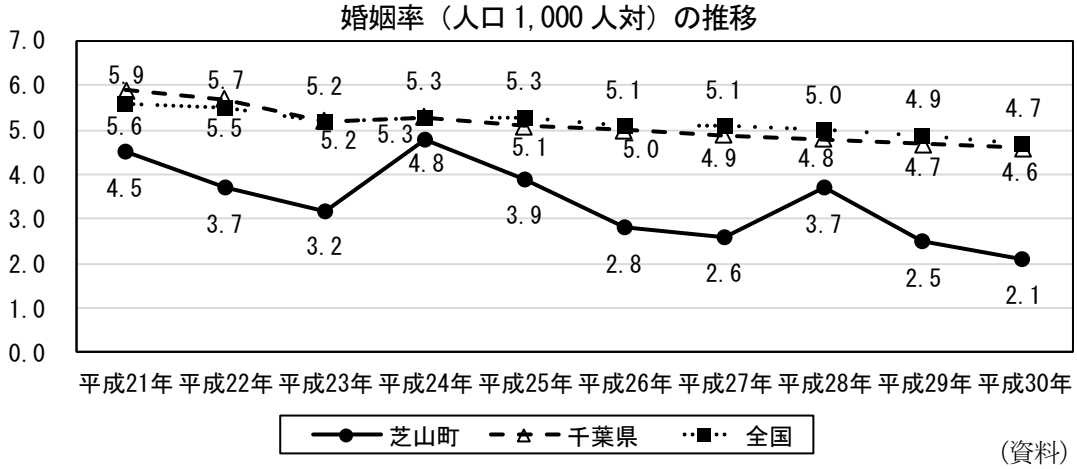

（資料）町資料

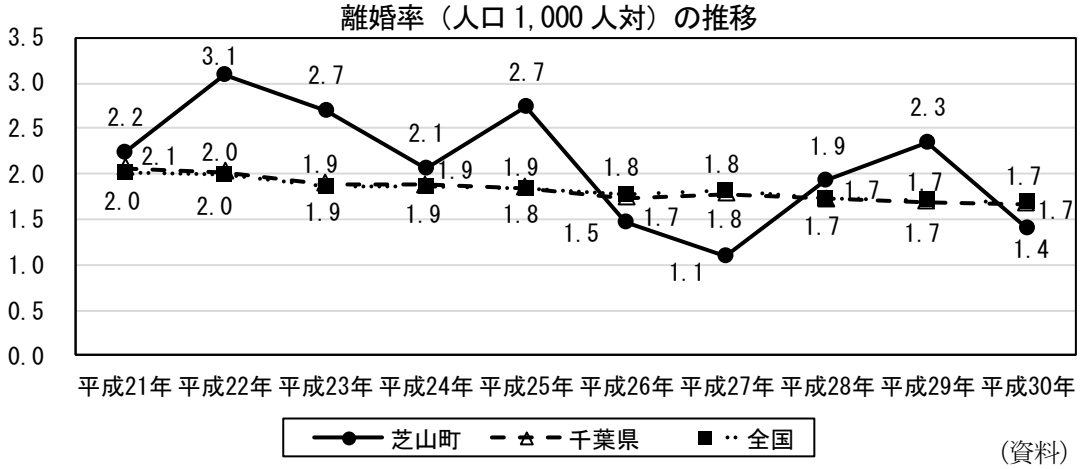

（資料）町資料

（５）未婚率の推移

未婚率を男女別に20歳から39歳まで５歳ごとに４つの年齢区分でみると、男女ともすべての年齢区分でおおむね増加傾向となっています。

未婚率の推移（男性）

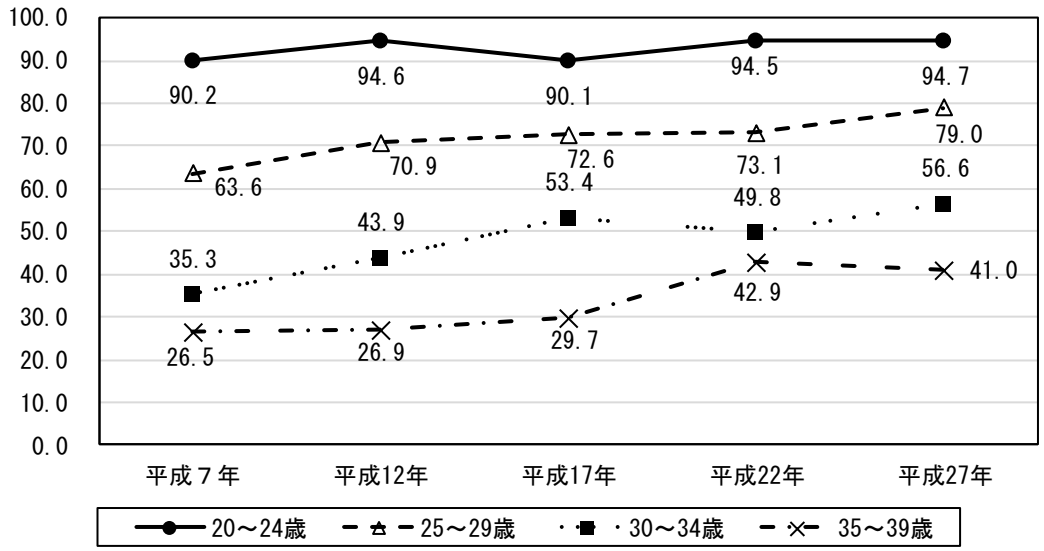

（各年 10 月 1 日現在）　　（資料）国勢調査

未婚率の推移（女性）

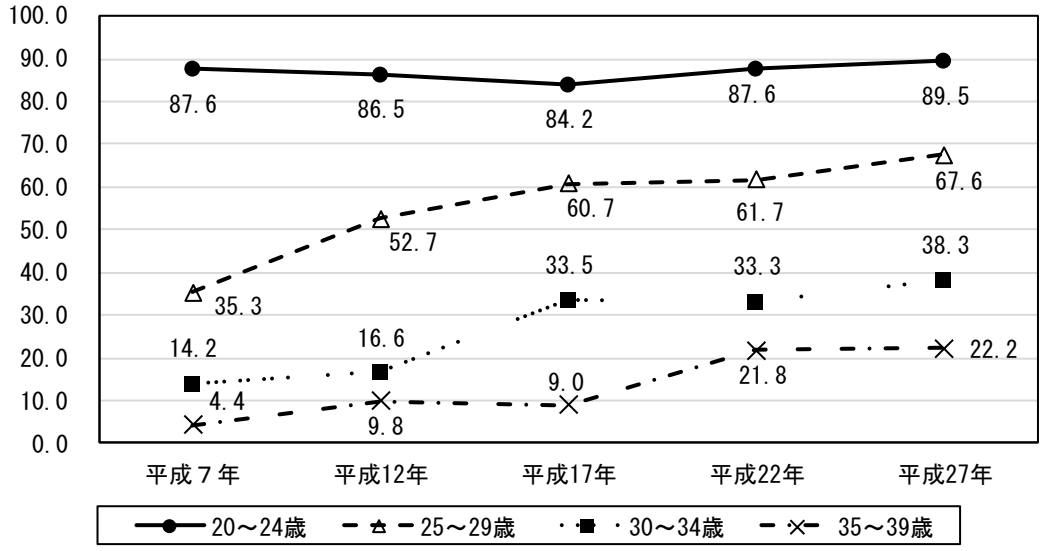

（各年 10 月 1 日現在）　　（資料）国勢調査

（６）総世帯数と子どものいる世帯割合の推移

本町の総世帯数は増加を続けており、平成27年の国勢調査では2,447世帯となっています。一方、18歳未満の子どものいる世帯の割合は減少しており、平成27年は22.7％となっています。

18歳未満の子どものいる世帯構造は、平成27年、両親と子どもが46.4％、両親と子どもと祖父母が20.5％、ひとり親と子どもが9.9％などとなっていますが、両親と子どもと祖父母の３世代世帯は減少を続けています。

世帯構成は、１人世帯、２人世帯、３人世帯が年々増加傾向にあるのに対し、４人世帯、５人世帯、６人世帯以上の世帯は減少傾向にあります。平均世帯人員は、県及び全国を上回る推移となっており、平成27年は2.91人となっています。

このように、少子化及び核家族化が進行している状況がみられます。

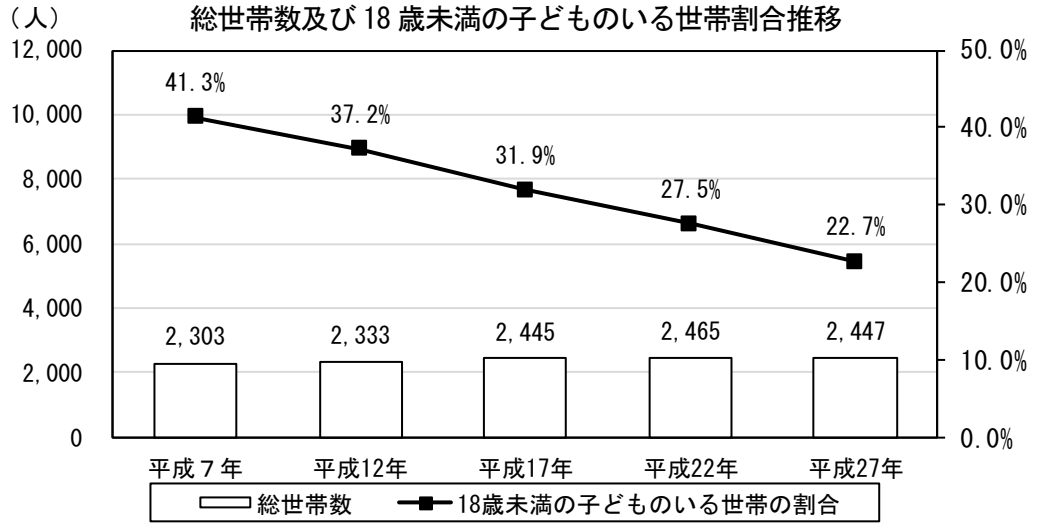

（各年 10 月１日現在）　　（資料）国勢調査

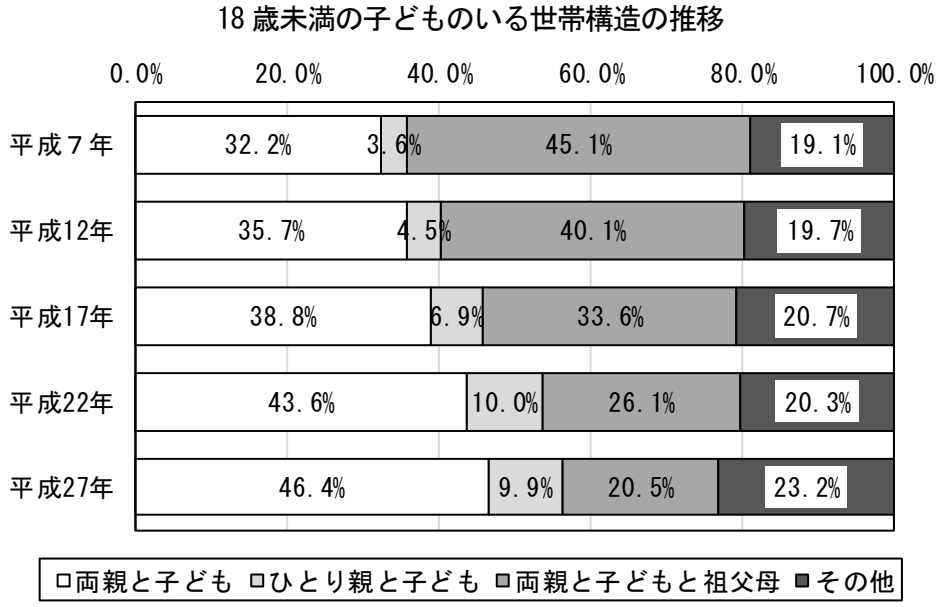

（各年 10 月１日現在）　　（資料）国勢調査

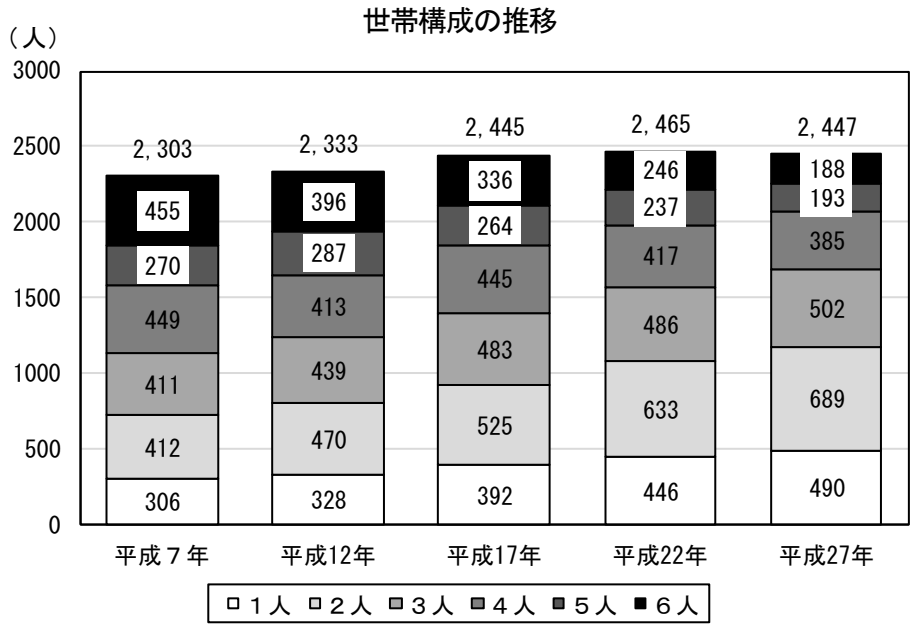

（各年 10 月 1 日現在）　　（資料）国勢調査

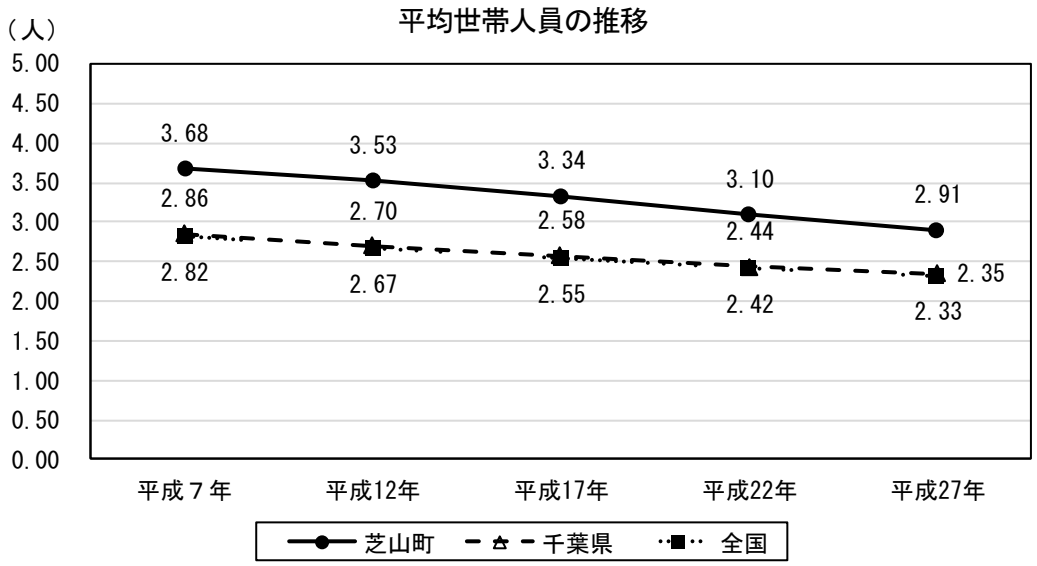

（各年 10 月 1 日現在）　　（資料）国勢調査

（７）女性就業者数の推移

女性就業者数は、平成22年まで減少傾向で推移していたものの、平成27年は増加し、1,793人となっています。

５歳階級ごとの女性就業率は、一般的には20歳代前半で就職し、結婚や出産により一時離職、その後再就職するM字型のカーブを描きます。本町の平成27年の推移をみると、30歳代前半でやや就業率が下がり、30歳代後半で増加しています。また、35歳以降の平成27年の就業率は、平成22年を上回る就業率となっています。

このように、女性就業率は増加し、M字型のカーブが緩やかになっていることから、働きながら育児をする女性への支援の必要性が高まっています。

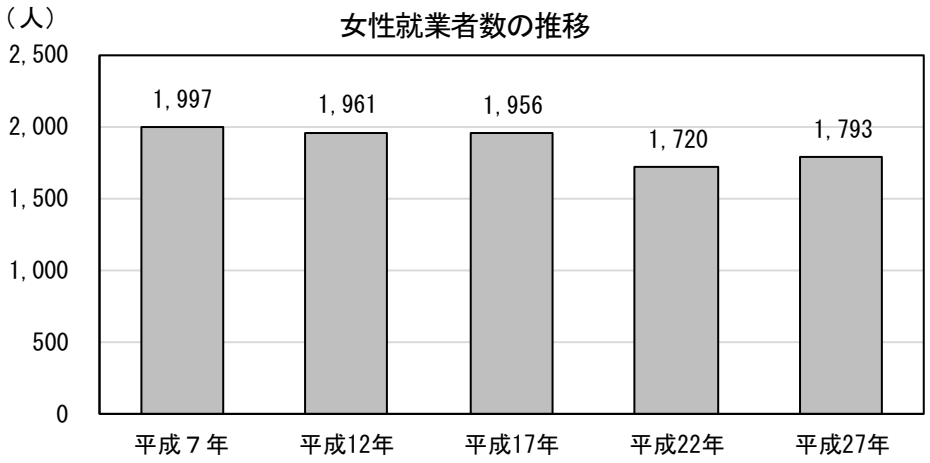

（各年 10 月 1 日現在）　　（資料）国勢調査

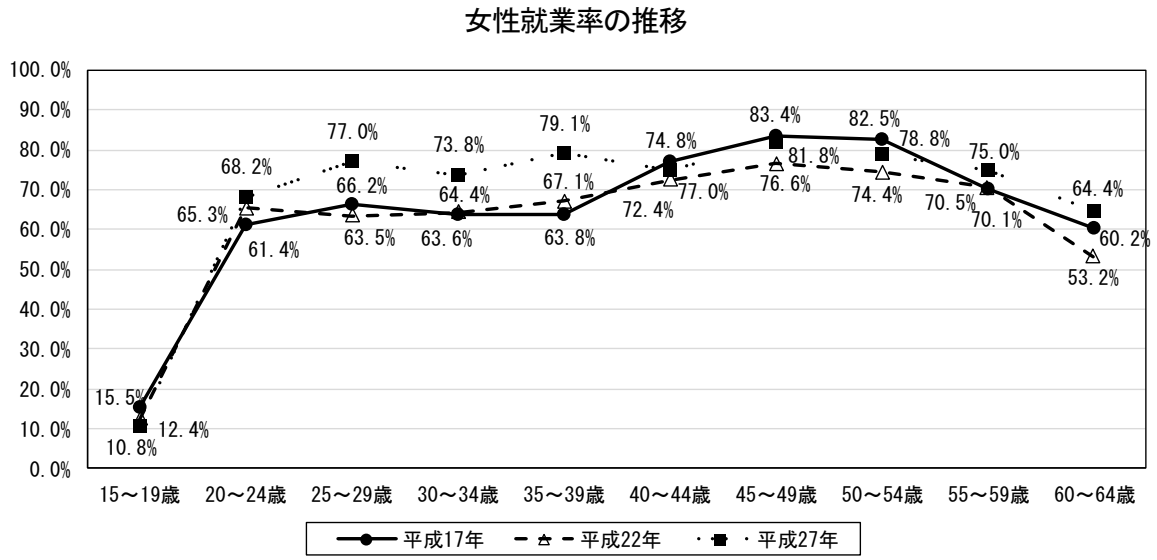

（各年 10 月 1 日現在）　　（資料）国勢調査

２　保育所・幼稚園の状況

（１）保育所

ア　町立保育所通園児童数（管外受託を含む。）

町内の保育所に通う児童数（町外からの管外受託を含む。）の推移では、平成31年４月１日現在、139人となっており、うち２歳以下が44人となっています。また、管外から受託している児童数は、平成31年は11人となっています。

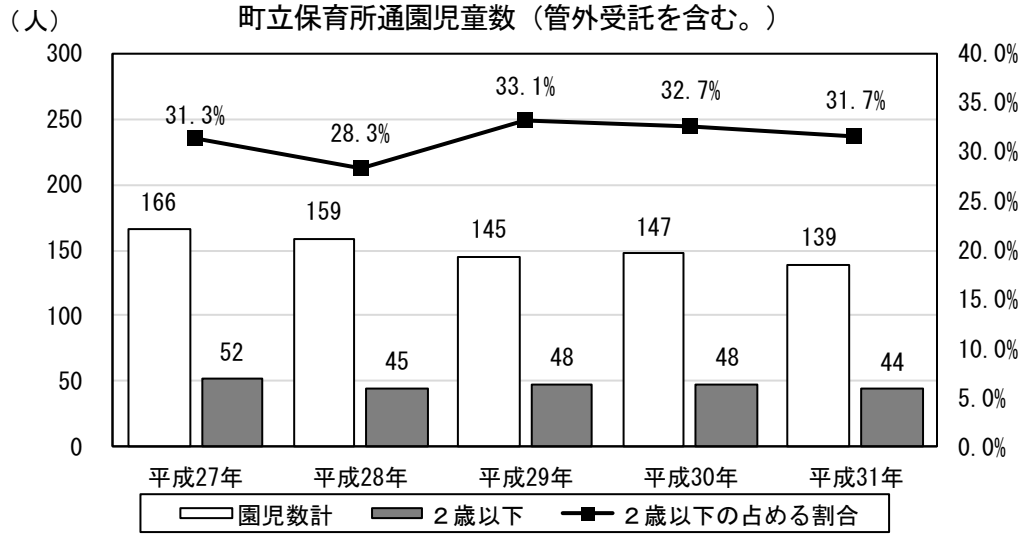

（各年４月１日現在）　　（資料）町資料

イ　町内在住児童の保育所通園児童数（管外委託を含む。）

町内在住の保育所に通う児童数（町外保育所への管外委託を含む。）の推移では、平成31年４月１日現在、128人となっており、うち２歳以下が39人となっています。また、管外へ委託している児童数は、平成31年は５人となっています。

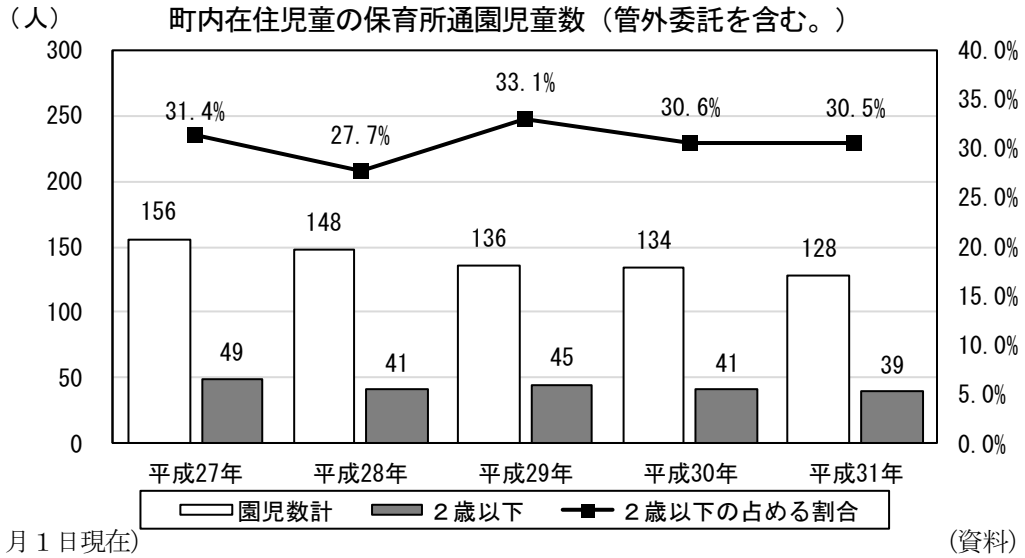

（各年４月１日現在）　　（資料）町資料

（２）幼稚園

私立みつば幼稚園へ通う児童数の推移は、令和元年５月１日現在、121人（うち、町内在住の児童が17人、町外在住の児童が104人）となっています。一方、町外の幼稚園等には６人が通園しています。

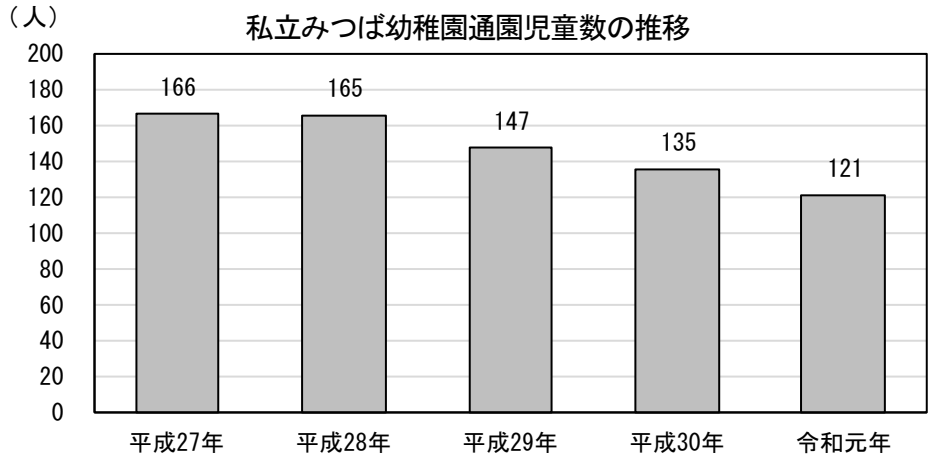

（各年５月１日現在）　　（資料）学校基本調査

保育所・幼稚園の状況

		定員	住所	受託可能児童	通常保育時間 延長保育時間（時間外保育）
保育所（公立）	芝山町第一保育所	85 人	新井田 63	１～５歳児	8:30～16:30 7:00～19:00
	芝山町第二保育所	70 人	大里 2737－4	７か月～５歳児（乳児保育）	8:30～16:30 7:00～19:00
	芝山町第三保育所	60 人	新井田 445－149	１～５歳児	8:30～16:30 7:00～19:00
幼稚園（私立）	みつば幼稚園	200 人	宝馬 21－4	３～５歳児	8:00～14:30 8:00～18:00

３　小学校・中学校等の状況

（１）小学校

芝山小学校へ通う児童数は、令和元年５月１日現在、318人となっており、うち、町外から通う児童は13人となっています。一方、町外の小学校等には５人が通学しています。

芝山小学校児童数の推移

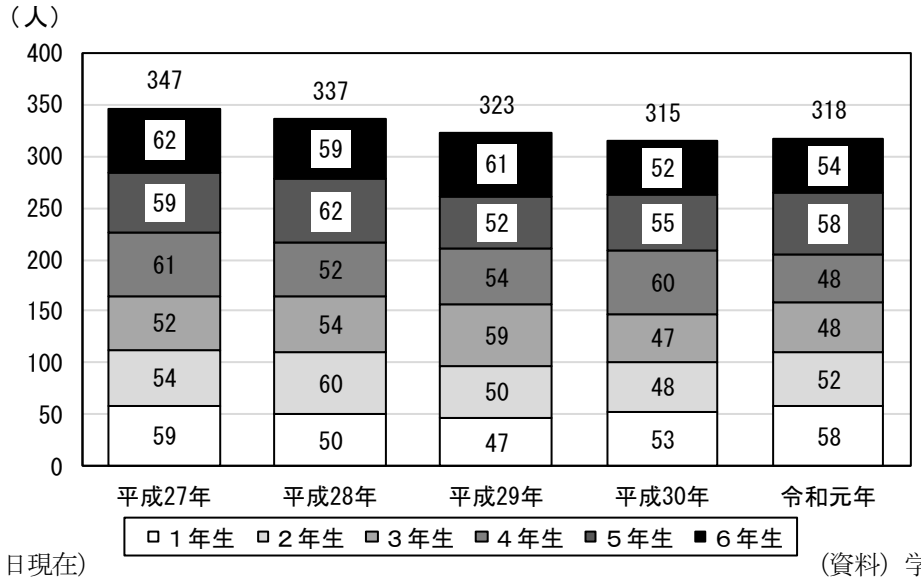

（各年５月１日現在）　　（資料）学校基本調査

（２）中学校

芝山中学校へ通う生徒数は、令和元年５月１日現在、163人となっており、うち、町外から通う生徒は３人となっています。一方、町外の中学校等には８人が通学しています。

芝山中学校生徒数の推移

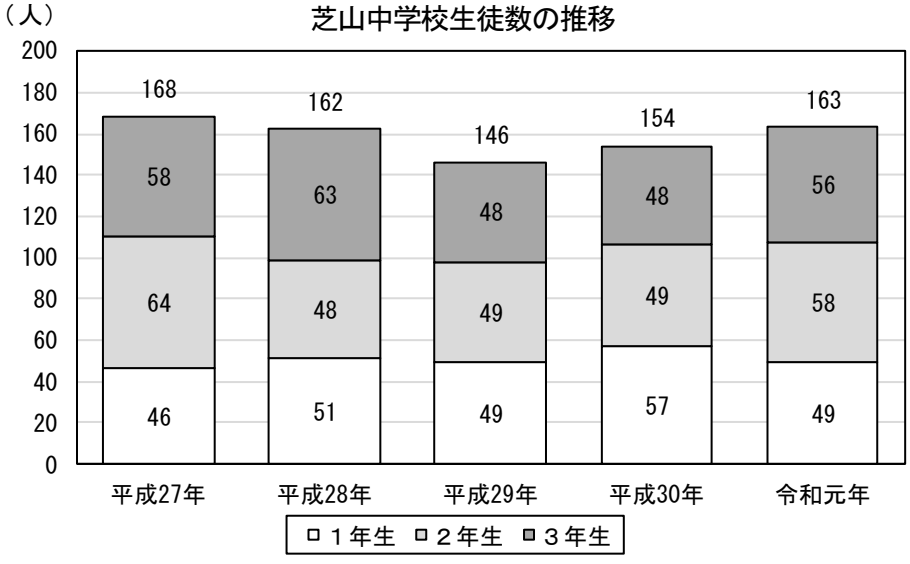

（各年５月１日現在）　　（資料）学校基本調査

（３）学童クラブ

学童クラブは、放課後帰宅しても保護者が働いている家庭などを対象とする施設で、本町では、小学６年生まですべての小学生を対象としています。

学童クラブの状況

クラブ名	住所	設置場所
芝山小第一学童クラブ	新井田 63	芝山小学校敷地内（学童専用施設）
芝山小第二学童クラブ	新井田 63	芝山小学校敷地内（学童専用施設）

４　ニーズ調査の結果

（１）調査の概要

本調査は、「第２期芝山町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、教育・保育事業の利用状況や子育てに関する生活実態について要望・意見などを把握するため、就学前児童世帯調査、小学生世帯調査の２種により実施しました。

・調査方法：調査票の配布・回収は、郵送により実施
　　保育所入所者は、保育所にて配布・回収
・調査期間：平成31年２～３月

調査対象者と回収結果

調査種別	対　象	配布数	回収数	回収率
就学前児童世帯調査	住民基本台帳の中から就学前の子どもを 190 人抽出し、その保護者の方	190 票	134 票	70.5%
小学生世帯調査	住民基本台帳の中から小学１年生から４年生の子どもを 110 人抽出し、その保護者の方	110 票	40 票	36.4%

（注）本文中のパーセント表記については、表内を除き整数処理を行い、小数点以下を四捨五入して表記

（２）主な調査結果

ア　就学前児童世帯調査

・主な育児者は、「主に母親」が 52%、「父母ともに」が 43%であり、父親の育児参加がみられますが、母親が主となっている家庭が依然として多くみられます。
・回答者の配偶関係について、「配偶者はいない」と回答したひとり親家庭は 13%となっています。
・保護者の就労状況をみると、父親は 93%と、ほとんどがフルタイムで就労しています。母親は「パートタイム・アルバイト等」が 40%と多く、「フルタイム就労」が 28%となっています。
・定期的な保育・教育の事業を利用している人（小学校就学前のすべての子どもの合算）は 76%で、利用している事業は「幼稚園」は６%、「保育所」は 90%と、ほとんどが「保育所」を利用しています。また、今後の利用意向については、「保育所」が 67%と多く、次いで「幼稚園」が 30%となっています。
・地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向については、「利用したい」人は 43%となっています。
・各種事業の認知・利用状況と今後の利用意向については次頁のとおりです。

各種事業の認知・利用状況と今後の利用意向

就学前児童調査	認知度	利用状況	利用意向
母親（父親）学級、両親学級、育児学級	67.2%	56.0%	44.8%
保健センターの情報・相談事業	78.4%	53.0%	56.0%
家庭教育に関する学級・講座	35.8%	17.9%	44.0%
教育相談センター・教育相談室	39.6%	17.2%	51.5%
保育所や幼稚園の園庭等の開放	83.6%	53.7%	51.5%
子育ての総合相談窓口	47.0%	12.7%	52.2%

・病児・病後児保育施設等の利用意向については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」とする人は44%、一方「利用したいとは思わない」人は54%となっています。
・不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用の利用意向については、「利用する必要はない」とする人は54%、一方「利用したい」人は40%となっています。
・５歳以上の子どもがいる保護者が、小学校低学年（１～３年生）時の放課後に過ごさせたい場所をみると、「学童クラブ」、「自宅」、「習い事」の順に多くなっています。また、高学年（４～６年生）時では、「自宅」、「学童クラブ」、「習い事」の順となっています。

小学校低学年（１～３年生）時の放課後に過ごさせたい場所

回答対象者全体（５歳以上の子どもがいる保護者）＝48件	小学校低学年（１～３年生）時						
	放課後の過ごし方	日数					
		週１日	週２日	週３日	週４日	週５日以　上	無回答
自宅	17件	－	2件	1件	3件	10件	1件
	35.4%	－	11.8%	5.9%	17.6%	58.8%	5.9%
祖父母宅や友人・知人宅	1件	1件	－	－	－	－	－
	2.1%	100.0%	－	－	－	－	－
習い事	10件	7件	3件	－	－	－	－
	20.8%	70.0%	30.0%	－	－	－	－
児童館	3件	－	2件	1件	－	－	－
	6.3%	－	66.7%	33.3%	－	－	－
放課後子ども教室	6件	2件	1件	1件	－	2件	－
	12.5%	33.3%	16.7%	16.7%	－	33.3%	－
学童クラブ	19件	－	1件	2件	1件	15件	－
	39.6%	－	5.3%	10.5%	5.3%	78.9%	－
ファミリー・サポート・センター	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－
その他	3件	－	2件	1件	－	－	－
	6.3%	－	66.7%	33.3%	－	－	－
無回答	13件						
	27.1%						

小学校高学年（４～６年生）時の放課後に過ごさせたい場所

回答対象者全体（５歳以上の子どもがいる保護者）＝48 件	小学校高学年（４～６年生）時						
	放課後の過ごし方	日数					
		週１日	週２日	週３日	週４日	週５日以　上	無回答
自宅	24 件	－	4 件	6 件	3 件	9 件	2 件
	50.0%	－	16.7%	25.0%	12.5%	37.5%	8.3%
祖父母宅や友人・知人宅	3 件	2 件	1 件	－	－	－	－
	6.3%	66.7%	33.3%	－	－	－	－
習い事	17 件	4 件	9 件	1 件	1 件	－	2 件
	35.4%	23.5%	52.9%	5.9%	5.9%	－	11.8%
児童館	2 件	－	2 件	－	－	－	－
	4.2%	－	100.0%	－	－	－	－
放課後子ども教室	7 件	件 1	2 件	2 件	－	2 件	－
	14.6%	14.3%	28.6%	28.6%	－	28.6%	－
学童クラブ	18 件	－	1 件	4 件	2 件	11 件	－
	37.5%	－	5.6%	22.2%	11.1%	61.1%	－
ファミリー・サポート・センター	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－
その他	3 件	－	2 件	1 件	－	－	－
	6.3%	－	66.7%	33.3%	－	－	－
無回答	9 件						
	18.8%						

・子育て支援環境充実に望ましい支援策については、「身近で子連れでも出かけやすく楽しめる場の増加」が 72%と多く、「屋内で子どもが安心して遊べる場所の充実」が 71%、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」が 46%となっています。

イ　小学生世帯調査

・主な育児者は、「父母ともに」が 50%、「主に母親」が 45%であり、就学前児童世帯調査と同様に父親の育児参加がみられますが、母親が主となっている家庭が依然として多くみられます。

・回答者の配偶関係について、「配偶者はいない」と回答したひとり親家庭は 10%と就学前児童世帯調査とほぼ同様になっています。

・保護者の就労状況をみると、父親は 97%と、就学前児童世帯調査よりフルタイム就労が多くなっています。母親は「フルタイム就労」が就学前児童世帯調査より 45%と多く、「パートタイム・アルバイト等」は 43%と就学前児童世帯調査とほぼ同様になっています。

・病児・病後児保育施設等の利用意向については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」とする人は 39%、一方「利用したいとは思わない」人は 54%と就学前児童世帯調査とほぼ同様になっています。

・放課後の過ごし方についてみると、現在は、「自宅」が 58%、「学童クラブ」が 43%、「習い事」が 28%の順となっています。また、希望は、「自宅」が 55%、「学童クラブ」が 40%、「習い事」が 35%の順となっています。

放課後の過ごし方（現在）

回答対象者全体＝40 件	放課後の過ごし方（現在）	現在の日数					
		週１日	週２日	週３日	週４日	週５日以　上	無回答
自宅	23	1	1	2	3	16	－
	57.5%	4.3%	4.3%	8.7%	13.0%	69.6%	－
祖父母宅や友人・知人宅	6	1	－	－	1	3	1
	15.0%	16.7%	－	－	16.7%	50.0%	16.7%
習い事	11	4	5	1	1	－	－
	27.5%	36.4%	45.5%	9.1%	9.1%	－	－
児童館	－						
	－						
放課後子ども教室	－						
	－						
学童クラブ	17	－	－	3	4	10	－
	42.5%	－	－	17.6%	23.5%	58.8%	－
ファミリー・サポート・センター	－						
	－						
その他	－						
	－						
無回答	－						
	－						

放課後の過ごし方（希望）

回答対象者全体＝40 件	放課後の過ごし方（希望）	希望の日数					
		週１日	週２日	週３日	週４日	週５日以　上	無回答
自宅	22	2	2	4	3	11	－
	55.0%	9.1%	9.1%	18.2%	13.6%	50.0%	－
祖父母宅や友人・知人宅	5	1	1	－	－	2	1
	12.5%	20.0%	20.0%	－	－	40.0%	20.0%
習い事	14	8	5	－	1	－	－
	35.0%	57.1%	35.7%	－	7.1%	－	－
児童館	1	1	－	－	－	－	－
	2.5%	100.0%	－	－	－	－	－
放課後子ども教室	4	1	2	1	－	－	－
	10.0%	25.0%	50.0%	25.0%	－	－	－
学童クラブ	16	－	3	4	3	5	1
	40.0%	－	18.8%	25.0%	18.8%	31.3%	6.3%
ファミリー・サポート・センター	1	－	－	－	－	1	－
	2.5%	－	－	－	－	100.0%	－
その他	3	1	1	1	－	－	－
	7.5	33.3%	33.3%	33.3%	－	－	－
無回答	3						
	7.5						

・子育て支援環境充実に望ましい支援策については、就学前児童世帯調査と同様の選択肢への回答が多く、「屋内で子どもが安心して遊べる場所の充実」が 70%と多く、「身近で子連れでも出かけやすく楽しめる場の増加」が 65%、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」が 40%となっています。

第３章　計画の基本的考え方

１　基本理念

本事業計画である子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とします。子育てを取り巻く環境が変化する中で、子育て支援にあたっては、子育ては子育て家庭を基本としつつも子育て家庭だけではなく、行政の支援はもとより地域社会や企業も含めた社会全体での取組が必要となっています。

このため第１期芝山町子ども・子育て支援事業計画の基本理念を引き続き継続し、第２期計画の基本理念を「子育て　子育ちをみんなで支えるまち　しばやま」とし、子どもたちの成長が、家庭や地域の人びとの温かいまなざしと支えの中で育まれていくまちづくりを目指します。

基本理念

「子育て　子育ちをみんなで支えるまち　しばやま」

２　基本方針

本計画では、基本理念の実現に向けて、これまで進めてきた第１期芝山町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、次の４つの基本方針とします。

●子どもの幸せを第一とした支援をします

「児童憲章」における「児童は、人として尊ばれる、社会の一員として重んぜられる、よい環境の中で育てられる」という理念や、「子どもの権利条約」における「子どもの成長及び福祉のための必要な保護及び援助が与えられるべきである」という考え方を踏まえ、「子どもの最善の利益」を第一に考えて、子育て環境の整備に取組みます。

●すべての子育てをする親の支援をします

健やかな育ちが保障される社会を目指します。また、子育てについては、父母その他の保護者が第一義的責任を負っています。親の成長を支援し、子育ての自覚と力量を高めるべく子育て家庭を支援します。また、仕事と家庭の両立支援やサービス利用者のニーズに即した取組を進めていきます。

●地域ぐるみの子育てを支援します

すべての子どもと子育て家庭への支援を実現するため、すべての町民が子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれの役割を果たします。地域の実情を踏まえ、子どもや子育てを見守り、支えあう環境づくりを支援します。

子育ては保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、行政をはじめ、学校、職場、関係団体など地域全体が子育てを支援するという視点に立ち、子育てが多くの人の愛情によって支えられていると実感できる取組を進めていきます。

●すべての子育て家庭のニーズに合わせ支援します

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭すべてを対象にニーズに応じた総合的な子育て支援を推進します。妊娠・出産期からの切れ目のない支援など、発達段階に応じた保護者の気持ちを受け止めながら継続的な支援に努めます。

３　事業計画の推進

本事業計画では、４つの基本方針のもと、安定した教育・保育の給付、地域子ども・子育て支援事業の実施を推進していきますが、ニーズ調査に基づく事業の需要量の見込みと現実的な事業量と乖離がある事業については、補正・修正を行いました。

第１期計画においては、子育て支援センターの整備等、子ども・子育て支援の環境整備が課題となっていましたが、平成27年９月から保健センター及び福祉センターで子育て支援センターを開設しています。

また、令和２年度中に子育て世代包括支援センターの開設を予定しており、妊娠期から支援を必要とする人を把握し、必要に応じて情報提供並びに相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

引き続き、保育所の統合や保健センター・子育て支援センター・子育て世代包括支援センターの機能整備等の子ども・子育て支援の環境整備については、町内の子育て関連施設個別施設計画の長寿命化改修等の整備計画を踏まえて実施していきます。

さらに、令和４年度中に子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした子ども家庭総合支援拠点の設置に努めます。

また、各種事業の推進を進める中で、教育・保育の一体的な提供を図ることができるよう対応方策について検討します。

４　芝山町の子育て支援についての基本的考え方

子どもは次代の社会を担う宝です。その子どもたちが、健やかに生まれ育つ環境を整備することは、現代を生きる私たちの大きな責務です。

現在、核家族化などの家族構成の変化や就業形態の多様化、地域との関わりの希薄化など、子育てを取り巻く環境は厳しさを増しています。その結果、子どもを持つことへの不安や子育てに負担を感じる家庭が増えています。このため、出産や子育てに伴うさまざまな負担や障がいをできる限り軽減し、社会全体で子育てを支えていく体制を構築していく必要があります。

本計画の目的は、制度に則して国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支えあいの仕組みを構築することにあります。

また、地域の子ども・子育て支援の充実を目指すものですが、地域の実情に応じた計画であることが最も重要となります。

《さまざまな子育て支援体制》

本町では３園ある町立保育所において、保育を必要とする子どもすべてを受け入れ、一定で均質な保育の提供を図ります。通常保育に加え延長保育も３園で実施しており、土曜日保育（延長含む。）も１園に集約し実施しています。

また、共働き世帯が増える中で、乳児保育の増加も見込まれることから長期的には施設整備も併せ対応していく必要があります。幼稚園は私立幼稚園ひとつのみですが、幼児期の教育の場を提供するとともに、引き続き保護者のニーズに応じて延長保育も行います。

学童クラブについては、小学校の統合に伴い平成27年度より芝山小学校の敷地内において実施しており、１年生から６年生までの児童を対象に事業を実施しています。

このように保育所、幼稚園、学童クラブ等において、希望するすべての子育て家庭を支援できるよう、保育環境の整備を進めています。また、子育て家庭の家族形態、就労形態もますます多様化しており、また、地域との関わりもさまざまであることから、保育だけでなくさまざまな子育て支援が求められています。このようなニーズに応え、町民、地域、行政が一層協力・連携して支えていく必要があります。

《豊かなコミュニティが育む子育て》

本町には、里山や水辺など子どもたちが身近に触れることができる豊かな自然環境と芝山仁王尊に代表される魅力ある文化資産に加え、四季を通じたお祭りなど、地域に根ざした人と人との活発な交流があります。全国的に地域社会との関わりが希薄化する中で、本町では地域コミュニティが健在な地区も多く、地域のつながりのなかで子どもを育てるという意識「地域力」は、子育てにとって大きな力となります。

地域の中でさまざまな人たちが子育てに関わり、地域全体で子どものことを考えることを通して、地域住民が互いに交わりをもち、それぞれの知恵や経験を出し合い、地域の誰もが、その存在感を発揮しながら子育てを応援していく“芝山らしい”顔も名前もわかる子育て支援を推進していきます。

《次世代のための子育て環境整備》

町に３か所ある保育所は築後数十年が経過し施設の老朽化も認められることから、「芝山町子育て関連施設のあり方検討（個別施設計画）」の保育所の整備方針を踏まえ、現在の３園の状態を見直します。

第１期計画の課題となっていた子育て相談に関わる包括的なセンター機能を持つ子育て支援センターについては、保健センター及び福祉センターで子育て支援センターを開設しており、令和２年度中には、妊娠初期から子育て期に渡る相談対応や関係機関への連絡調整等切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターの設置を予定しています。

子育て家庭が安心して外出し、のびのびと活動できる環境づくり、ホームページや携帯端末を活用しての各種情報提供の推進も重要となります。

芝山町では、こうした点に重点を置きながら、子育て支援施策の推進を図ります。

また、令和４年度中に設置を予定している子ども家庭総合支援拠点については、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行います。

５　施策体系

施策体系

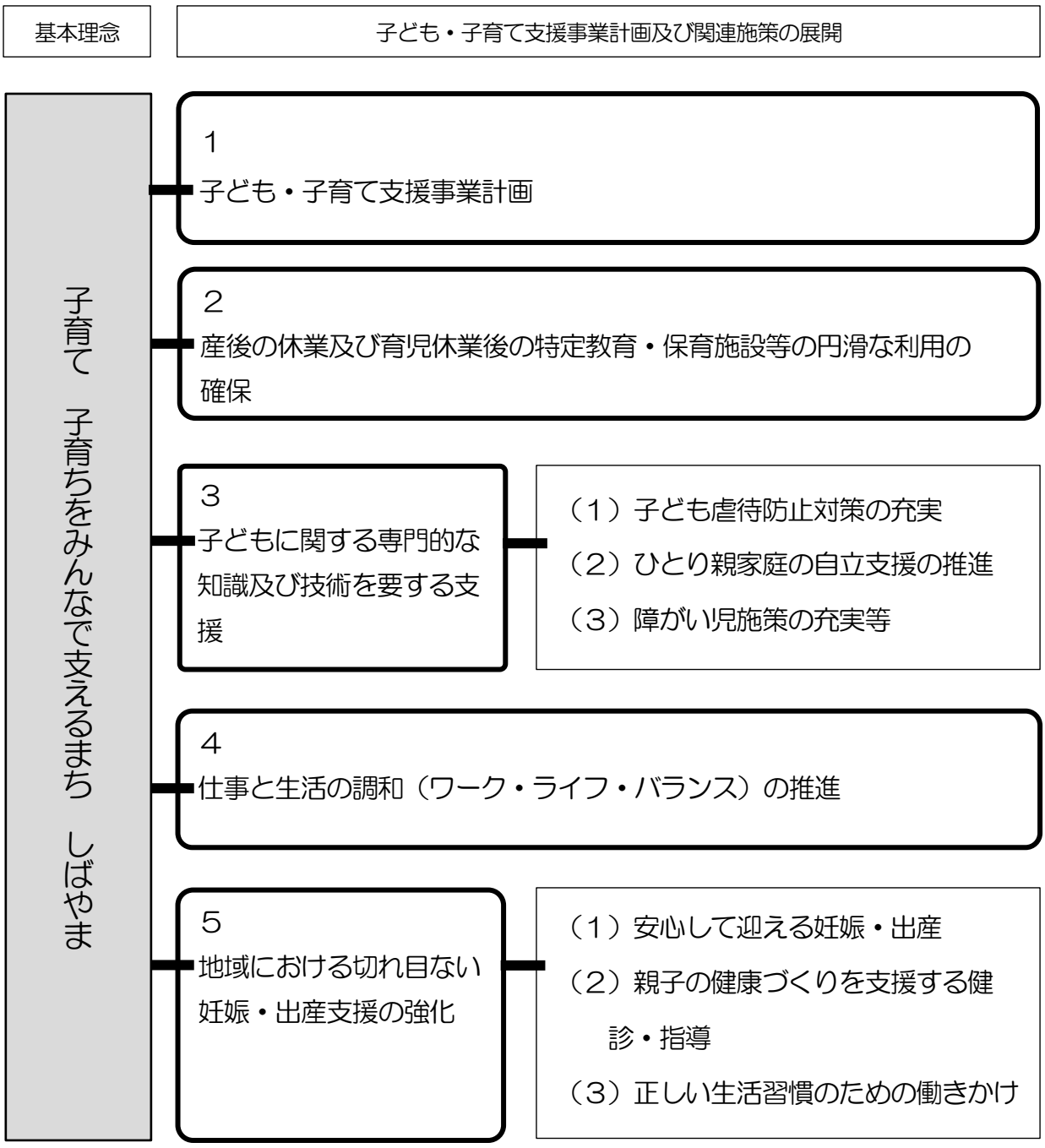
基本理念
子ども・子育て支援事業計画及び関連施策の展開
子育て　子育ちをみんなで支えるまち　しばやま
１
子ども・子育て支援事業計画
２
産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
３
子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援
（１）子ども虐待防止対策の充実
（２）ひとり親家庭の自立支援の推進
（３）障がい児施策の充実等
４
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
５
地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化
（１）安心して迎える妊娠・出産
（２）親子の健康づくりを支援する健診・指導
（３）正しい生活習慣のための働きかけ

第４章　子ども・子育て支援事業計画

１　量の見込みの算出

（１）算出方法

量の見込みの算出にあたっては、国から「市町村こども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き（内閣府・平成26年１月）」が示されていることから、その手引きに準じて算出します。

量の見込みの算出方法の流れ

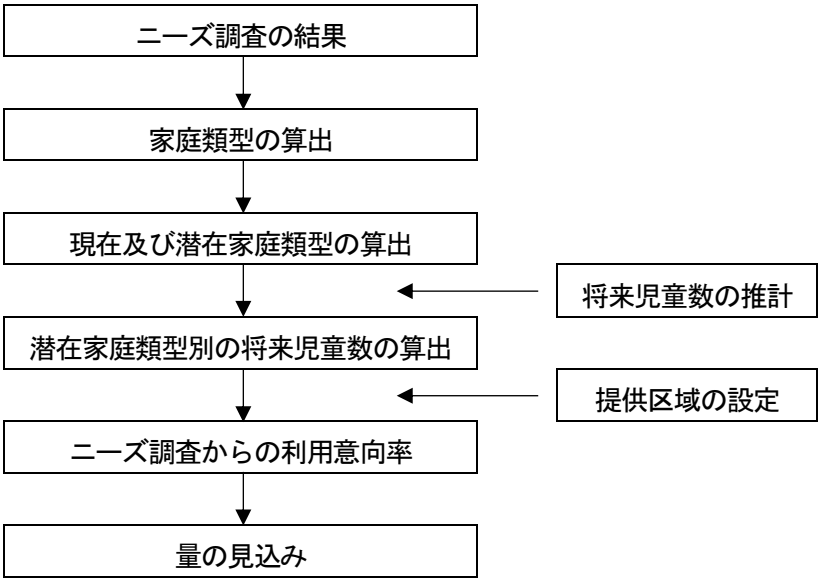

（２）「量の見込み」の算出のための家庭類型

本計画作成に関しての国の手引きでは、将来的なニーズ量を把握するため、アンケート調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「現在の家庭類型」を求めたうえで、アンケート結果における母親の就労希望等を反映させた「潜在的な家庭類型」を求めることとし、（５）で推計された将来の児童数を用いて以下のように「量の見込み」の算出をすることとしています。

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

母親のパートタイムからフルタイムへの意向を反映させる場合の事例

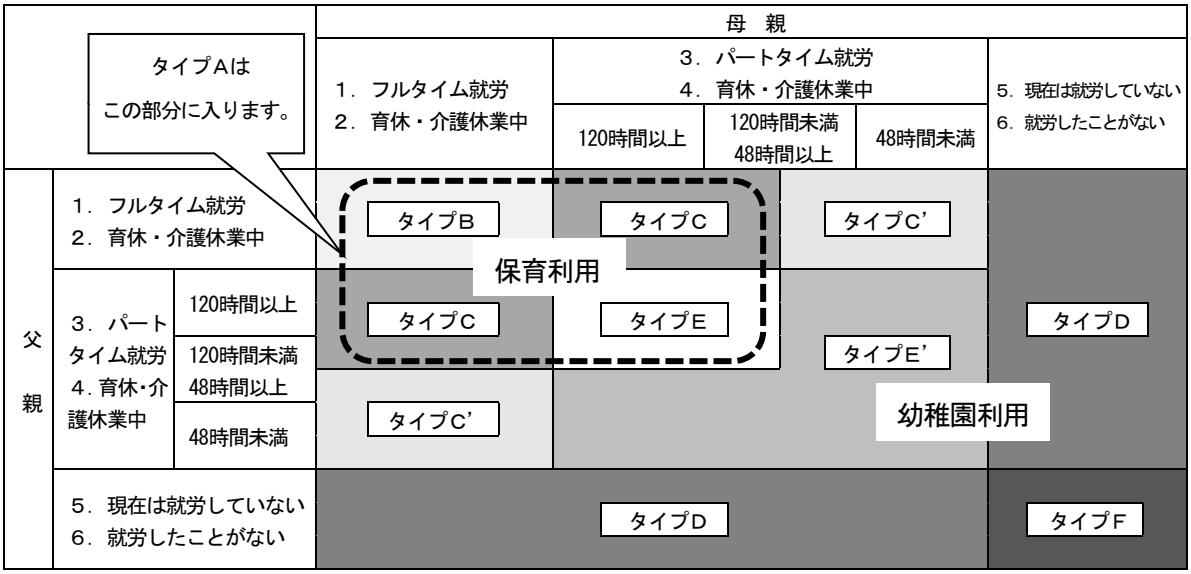

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム （就労時間：月 120 時間以上＋48 時間以上 120 時間未満の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム （就労時間：月 48 時間未満＋48 時間以上 120 時間未満の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月 120 時間以上＋48 時間以上 120 時間未満の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム （就労時間：いずれかが月 48 時間未満＋48 時間以上 120 時間未満の一部）
タイプF	無業×無業

（３）家庭類型の算出（現在・潜在）

本計画では、教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたり、国の手引きに従い家族類型を整理します。家族類型は、ニーズ調査の両親の就労形態等の項目より、タイプＡからタイプＦまでの８種類に分類されます。

現在の家庭類型を基準として、母親で、現在パートタイムの人がフルタイム就労する予定があるのか、無業の人がフルタイムまたはパートタイムで就労する予定があるかなどの意向によって、近い将来の潜在家庭類型を算出します。

例１）現在専業主婦（夫）だが、「すぐにでも、もしくは１年以内に」パートタイム就労の意向がある人で、月単位の就労時間が120時間以上、または48時間以上120時間未満の一部。

…タイプD→タイプC

例２）現在両親がフルタイムとパートタイムだが、両親ともフルタイムになる希望があり、実現できる見込みがある人。

…タイプC、タイプC’→タイプB

芝山町の現在及び潜在家庭類型の割合

家族類型集計結果		現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	13.8%	13.8%
タイプB	フルタイム×フルタイム	40.4%	46.8%
タイプC	フルタイム×パートタイム（長）	25.5%	25.5%
タイプC’	フルタイム×パートタイム（短）	2.1%	1.1%
タイプD	専業主婦（夫）家庭	18.1%	12.8%
タイプE	パートタイム×パートタイム（いずれも長）	0.0%	0.0%
タイプE’	パート×パート（いずれかが短）	0.0%	0.0%
タイプF	無業の家庭	0.0%	0.0%

（４）「量の見込み」を算出する項目

下記の事業について「量の見込み」の算出を行うこととされています。

教育・保育に関する量の見込み

区　分	年　齢		国の手引きによる利用意向率の基本的な算出方法
１号認定	３～５歳	学校教育のみ	３歳以上の潜在タイプC’・D・E’・Fにおける「幼稚園」「認定こども園」の利用を希望する割合
２号認定		幼児期の学校教育の意向が強い	３歳以上の潜在タイプA・B・C・Eにおける「幼稚園」の利用を希望する割合
		保育の必要性あり	３歳以上の潜在タイプA・B・C・Eにおいて何らかの教育・保育施設・事業の利用希望がある者の割合から上記（幼児期の学校教育の利用意向が強い者）を控除した割合
３号認定	１～２歳		０歳及び１～２歳の潜在タイプA・B・C・Eにおいて何らかの保育施設・事業の利用希望のある者の割合
	０　歳		

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み

【参考】国の示す地域子ども・子育て支援事業
※子ども・子育て支援法に基づく基本指針（改正）［令和２年４月１日施行］の別表第三「地域子ども・子育て支援事業の参酌標準」による順番、事業名称（　）内は、略称・通称など ①利用者支援に関する事業（利用者支援） ②時間外保育事業（延長保育事業） ③放課後児童健全育成事業（学童クラブ） ④子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ） ⑤乳児家庭全戸訪問事業 ⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 ⑦地域子育て支援拠点事業 ⑧一時預かり事業 ⑨病児保育事業（病児・病後児保育事業） ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑪妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診） その他に ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

（５）将来児童数の推計

①　本計画で扱う将来児童数の推計

計画期間中（令和２年度～令和６年度）における将来児童数の推計を行いました。少子・高齢化が進み、計画の目標年次である令和６年度には０～５歳の就学前の人口は219人、６～11歳の小学生の人口は222人と予測されます。

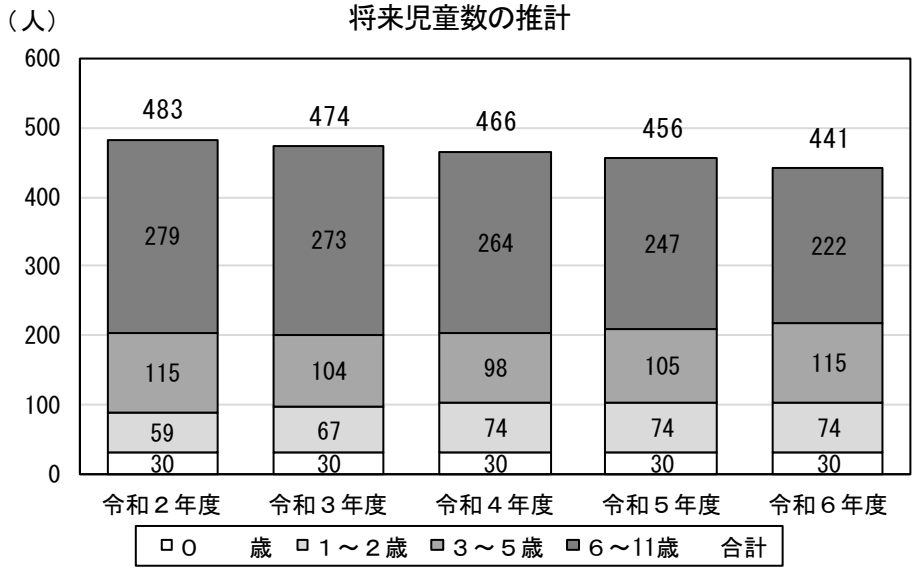

将来児童数の推計

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
０　歳	30	30	30	30	30
１～２歳	59	67	74	74	74
３～５歳	115	104	98	105	115
６～11 歳	279	273	264	247	222
合　計	483	474	466	456	441

②　将来人口推計

将来人口については、減少傾向のままに推移し、計画の目標年次である令和６年度には6,803人と予想されます。

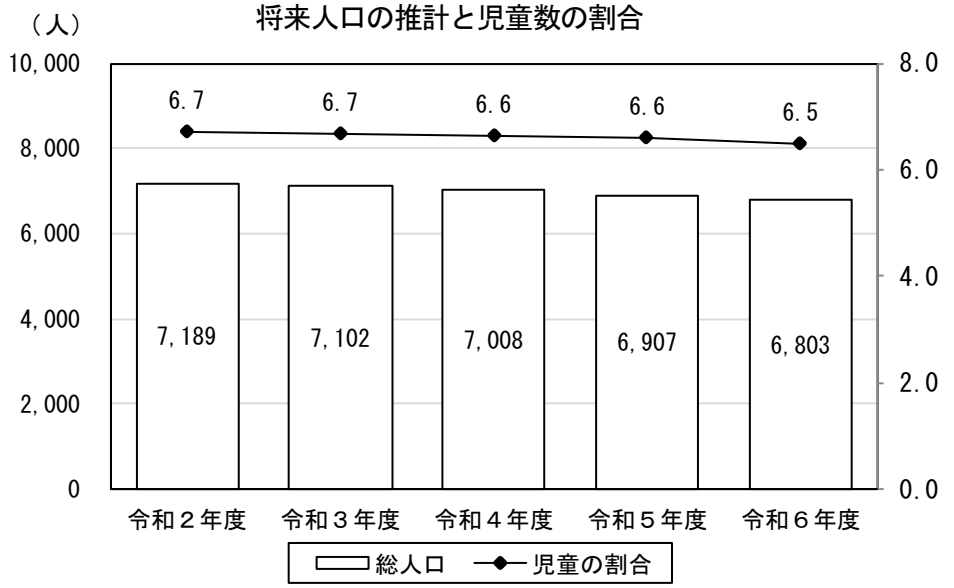

（６）潜在家庭類型別将来児童数の推計

将来児童数に、潜在家庭類型別割合を掛け合わせて、潜在家庭類型別児童数を算出します。令和２年度の就学前児童数をもとに、潜在家庭類型別将来児童数を算出する場合は以下の通りとなります。

潜在家庭類型別将来児童数の推計（令和２年度）

家庭類型型集計結果		就学前児童数（０～５歳）		潜在家庭類型別割合		潜在家庭類型別将来児童数
タイプA	ひとり親家庭	204 人	×	13.8%	＝	28 人
タイプB	フルタイム×フルタイム			46.8%		96 人
タイプC	フルタイム×パートタイム（長）			25.5%		52 人
タイプC’	フルタイム×パートタイム（短）			1.1%		2 人
タイプD	専業主婦（夫）家庭			12.8%		26 人
タイプE	パートタイム×パートタイム（いずれも長）			0.0%		0 人
タイプE’	パート×パート（いずれかが短）			0.0%		0 人
タイプF	無業の家庭			0.0%		0 人

２　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法においては、基本的記載事項として、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「教育・保育提供区域」を定めることとなっています。

本町では、芝山町全域をひとつの「教育・保育提供区域」として設定します。

３　教育・保育の量の見込みと確保方策

潜在家庭類型別の将来児童数に、幼稚園、保育所、認定こども園など利用したいと回答している利用意向率を掛け合わせることで、認定区分ごとのニーズ量を算出します。

認定区分ごとのニーズ量

単位：人

	３歳以上			０～２歳	
	１号認定	２号認定		３号認定	
	幼稚園希望	幼児期の学校教育の利用希望が強い	保育所希望	保育所希望０歳	保育所希望１～２歳
令和２年度	12	4	101	6	41
令和３年度	11	3	92	6	47
令和４年度	10	3	86	6	52
令和５年度	11	3	92	6	52
令和６年度	12	4	101	6	52

認定区分ごとのニーズ量及び確保方策（令和２年度）

単位：人

	３歳以上			０～２歳	
	１号認定	２号認定		３号認定	
	幼稚園希望	幼児期の学校教育の利用希望が強い	保育所希望	保育所希望０歳	保育所希望１～２歳
ニーズ量の見込み（Ａ）	12	4	101	6	41
確保方策提供量（Ｂ）					
保育所	0	0	149	6	60
幼稚園	15	5	0	0	0
過不足分（Ｂ）－（Ａ）	3	1	48	0	19
確保方策の内容	現在の幼稚園及び保育所での確保を図ります。				

認定区分ごとのニーズ量及び確保方策（令和３年度）

単位：人

	３歳以上			０～２歳	
	１号認定	２号認定		３号認定	
	幼稚園希望	幼児期の学校教育の利用希望が強い	保育所希望	保育所希望０歳	保育所希望１～２歳
ニーズ量の見込み（A）	11	3	92	6	47
確保方策提供量（B）					
保育所	0	0	149	6	60
幼稚園	15	5	0	0	0
過不足分（B）－（A）	4	2	57	0	13
確保方策の内容	現在の幼稚園及び保育所での確保を図ります。				

認定区分ごとのニーズ量及び確保方策（令和４年度）

単位：人

	３歳以上			０～２歳	
	１号認定	２号認定		３号認定	
	幼稚園希望	幼児期の学校教育の利用希望が強い	保育所希望	保育所希望０歳	保育所希望１～２歳
ニーズ量の見込み（A）	10	3	86	6	52
確保方策提供量（B）					
保育所	0	0	149	6	60
幼稚園	15	5	0	0	0
過不足分（B）－（A）	5	2	63	0	8
確保方策の内容	現在の幼稚園及び保育所での確保を図ります。				

認定区分ごとのニーズ量及び確保方策（令和５年度）

単位：人

	３歳以上			０～２歳	
	１号認定	２号認定		３号認定	
	幼稚園希望	幼児期の学校教育の利用希望が強い	保育所希望	保育所希望０歳	保育所希望１～２歳
ニーズ量の見込み（A）	11	3	92	6	52
確保方策提供量（B）					
保育所	0	0	149	6	60
幼稚園	15	5	0	0	0
過不足分（B）－（A）	4	2	57	0	8
確保方策の内容	現在の幼稚園及び保育所での確保を図ります。				

認定区分ごとのニーズ量及び確保方策（令和６年度）

単位：人

	３歳以上			０～２歳	
	１号認定	２号認定		３号認定	
	幼稚園希望	幼児期の学校教育の利用希望が強い	保育所希望	保育所希望０歳	保育所希望１～２歳
ニーズ量の見込み（A）	12	4	101	6	52
確保方策提供量（B）					
保育所	0	0	149	6	60
幼稚園	15	5	0	0	0
過不足分（B）－（A）	3	1	48	0	8
確保方策の内容	現在の幼稚園及び保育所での確保を図ります。				

４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

潜在家庭類型から利用意向率・意向日数等を計算し、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出します。

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量

		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①利用者支援に関する事業（利用者支援）		か所	1	1	1	1	1
②時間外保育事業（延長保育事業）		人/日	88	87	88	91	95
③放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	低学年	人/日	67	66	63	67	63
	高学年	人/日	51	56	57	48	47
④子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）		人/年	0	0	0	0	0
⑤乳児家庭全戸訪問事業		件/年	30	30	30	30	30
⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業		人/年	―	―	―	―	―
⑦地域子育て支援拠点事業		回/年	1,584	1,728	1,848	1,848	1,848
⑧一時預かり事業	預かり保育（幼稚園）	人/年	1,014	917	864	926	1,014
	一時保育（保育所）	人/年	240	240	240	240	240
⑨病児保育事業（病児・病後児保育事業）		人/年	31	31	31	31	32
⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		人/日	0	0	0	0	0
⑪妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）		人/年	30	30	30	30	30

（１）利用者支援に関する事業（利用者支援）

《事業の概要》

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

<芝山町の現状>

子育てに関わる保育所や幼稚園、保健センター、福祉センターなどにおいて、必要な情報提供や相談などを行っていますが、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するための支援体制を構築する必要があると考えています。

<目標事業量>

ニーズ量は、子育て世代包括支援センターの数です。

利用者支援に関する事業（利用者支援）の目標事業量

単位：か所

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量（A）	1	1	1	1	1
確保方策・提供量（B）	1	1	1	1	1
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0

<確保方策>

○令和２年度中に子育て世代包括支援センターを開設し、利用者支援事業（母子保健型）を実施します。妊娠期から支援を必要とする人を把握し、情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行い、関係機関との連絡調整等を実施します。

（２）時間外保育事業（延長保育事業）

《事業の概要》

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

<芝山町の現状>

芝山町では、町内３か所の保育所で午前７時から午後７時までの延長保育を実施しています。

時間外保育事業（延長保育事業）の利用実績

単位：人、園

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一日あたり利用者数	85	73	83	70	75
実施園数	3	3	3	3	3

<目標事業量>

ニーズ量は、一日あたりの利用希望人数です。

時間外保育事業（延長保育事業）の目標事業量

単位：人／日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量（A）	88	87	88	91	95
確保方策・提供量（B）	88	87	88	91	95
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0

<確保方策>

今後も町内３か所の保育所による実施体制で延長保育のニーズに応えます。

（３）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

《事業の概要》

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

<芝山町の現状>

芝山小学童クラブは、小学校の統合に伴い平成27年度より芝山小学校の敷地内において実施しています。１年生から６年生までの児童を対象に事業を実施しています。利用登録される方と実際の利用者に乖離があります。

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の利用実績

単位：人／日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定員数	90	90	90	90	90
利用者数	50	56	61	61	56
在籍（登録）者数	111	128	136	134	120

<目標事業量>

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）低学年の目標事業量

単位：人／日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量	67	66	63	67	63
確保方策・提供量（B）	70	70	70	70	70
過不足分（B）－（A）	3	4	7	3	7

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）高学年の目標事業量

単位：人／日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量	51	56	57	48	47
確保方策・提供量（B）	50	50	50	50	50
過不足分（B）－（A）	△1	△6	△7	2	3

<確保方策>

定員に対して利用者数は少なく余裕がある状況ですが、在籍（登録）者数が多いことから、本当に利用したい人が利用できるように、改善方策を検討します。

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

《事業の概要》

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

<芝山町の現状>

芝山町では事業を実施していません。

<目標事業量>

子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の目標事業量

単位：人／年

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量（A）	0	0	0	0	0
確保方策・提供量（B）	0	0	0	0	0
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0

<確保方策>

○芝山町では、受入れ施設が設置されていないことから当面、事業を実施することはできません。

（５）乳児家庭全戸訪問事業

《事業の概要》

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

<芝山町の現状>

保健師が乳児家庭全戸訪問事業の内容に沿った養育に関する相談・指導、育児の悩み等の訪問相談を行っています。

乳児家庭全戸訪問事業の利用実績

単位：件／年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問件数	26	24	34	20	25

<目標事業量>

乳児家庭全戸訪問事業の目標事業量

単位：件／年

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量（A）	30	30	30	30	30
確保方策・提供量（B）	30	30	30	30	30
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0

<確保方策>

○０歳児の推計人口を訪問する乳児家庭とみなし、乳児のいるすべての家庭の訪問を見込みます。

○量の見込みに対応できる確保がされており、保健師による乳児家庭全戸訪問事業の体制を維持・充実します。

（６）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

《事業の概要》

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。また、児童虐待の発生予防のために関係機関と連携し児童虐待防止に取組みます。

<芝山町の現状>

芝山町では家庭相談員を配置し、養育相談・居宅訪問、児童虐待防止に取組んでいます。

<確保方策>

○事業の性質上、量の見込みは行いません。

○関係機関との連携により支援を必要とする人を把握し、迅速に養育支援訪問事業を実施します。

○児童虐待の予防のため、要保護児童対策地域協議会と連携して児童虐待防止を推進します。

（７）地域子育て支援拠点事業

《事業の概要》

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

<芝山町の現状>

芝山町では０～５歳の子どもとその保護者を対象に、保健センターと福祉センターで気軽に集まり交流を図れる、子育て支援センターを開設しています。保健センターでは育児や食事についての相談も行っています。

地域子育て支援拠点事業の利用実績

単位：回／年

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
子育て支援センターの年齢別延べ利用回数	０～２歳	230	790	901	1,196	1,067
	３～５歳	52	64	136	297	234
	小　計	282	854	1,037	1,493	1,301
	保護者	281	822	868	1,264	1,088
	合　計	563	1,676	1,905	2,757	2,389

<目標事業量>

ニーズ量は、保護者を含まない０～２歳児の利用希望回数です。

地域子育て支援拠点事業の目標事業量

単位：回／年

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量（A）	1,584	1,728	1,848	1,848	1,848
確保方策・提供量（B）	1,584	1,728	1,848	1,848	1,848
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0

<確保方策>

ニーズ量を確保するとともにより充実させるため、提供場所の整備に努めます。

（８）一時預かり事業

①　預かり保育（幼稚園）

《事業の概要》

幼稚園では、幼稚園教育要領に基づき、午後２時までを標準的な教育時間として運営しています。通院・介護などの保護者ニーズに応えるために預かる事業です。

<芝山町の現状>

芝山町には私立幼稚園が１園あります。預かり保育事業を実施していますが、私立幼稚園には町外から多くの園児が通っており、町内からの園児は６分の１程度です。

預かり保育（幼稚園）の利用実績

単位：人／年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用者数	896	929	811	1,224	889

<目標事業量>

預かり保育（幼稚園）の目標事業量

単位：人／年

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量	1,014	917	864	926	1,014
確保方策・提供量（Ｂ）	1,014	917	864	926	1,014
過不足分（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

<確保方策>

これまでの幼稚園一時預かり事業では利用実績があることから、令和６年度まで幼稚園に一時預かり事業を実施してもらい、ニーズ量を確保します。

②　一時保育（保育所）

《事業の概要》

保護者の就労や病気、冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、保育所等において一時的に預かる事業です。

<芝山町の現状>

芝山町では現在、第二保育所で実施しています。

一時保育（保育所）の利用実績

単位：人／年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用者数	136	143	164	294	121

<目標事業量>

一時保育（保育所）の目標事業量

単位：人／年

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量	240	240	240	240	240
確保方策・提供量（Ｂ）	250	250	250	250	250
過不足分（Ｂ）－（Ａ）	10	10	10	10	10

<確保方策>

これまでの一時保育事業では年間で延べ利用者数最大 294 人の実績があることから、今後も町内１か所の保育所による実施体制で一時保育のニーズに応えます。

（９）病児保育事業（病児・病後児保育事業）

《事業の概要》

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

<芝山町の現状>

芝山町では事業を実施していません。

<目標事業量>

病児・病後児のニーズ量は、現状と大きな開きがあります。ニーズが過大になっている要因として、「日常的・緊急時等に祖父母等に見てもらえる」を回答した人が含まれていることが考えられます。

例えば、令和２年度のニーズでみると、204人（就学前児童数）×67.2%（日常的・緊急時等に祖父母等に見てもらえる人の割合）＝137人、この結果、204人－137人＝67人が利用の可能性があります。ニーズ調査において「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」との割合は44.1%であり、67人×44.1%＝30人が潜在的に利用したい人と考えられます。

病児保育事業（病児・病後児保育事業）の目標事業量

単位：人／年

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量	510	503	505	523	548
修正ニーズ量（A）	30	30	30	30	31
確保方策・提供量（B）	0	0	0	0	0
過不足分（B）－（A）	△30	△30	△30	△30	△31

<確保方策>

芝山町では、病児については、受入れ施設が設置されていないことから、町内で事業を実施していませんが、病後児については、将来における必要性を考慮していきます。

（10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

《事業の概要》

乳幼児や小学生の預かり等の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。

<芝山町の現状>

芝山町では事業を実施していません。

<目標事業量>

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の目標事業量

単位：人／日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量（A）	0	0	0	0	0
確保方策・提供量（B）	0	0	0	0	0
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0

<確保方策>

ファミリー・サポート・センター事業は、事業の前提として、ある程度の会員数の確保が必要となるため、芝山町での設立は難しいのが現状です。

（11）妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）

《事業の概要》

妊産婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業です。

<芝山町の現状>

妊娠届出時に受診票14回分を交付し、医療機関において妊婦健康診査を行っています。

妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）の利用実績

単位：人／年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受診票交付者数	26	29	29	26	28

<目標事業量>

妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）の目標事業量

単位：人／年

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量（A）	30	30	30	30	30
確保方策・提供量（B）	30	30	30	30	30
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0

<確保方策>

○０歳児の推計人口を妊産婦数とみなし、妊産婦の100％が妊婦健康診査を受けるものとして見込みます。

○量の見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持・充実します。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。必要に応じて事業の実施について検討します。

（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。必要に応じて事業の実施について検討します。

５　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

（１）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実について

すべての子ども・子育て家庭に対し、その状況に応じて子育ての安心感や充実感を得られるよう、地域子ども・子育て支援事業を充実させ、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を進めていきます。

乳幼児期は心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、また、その発達は連続性を有するものとなっており、子どもの成長に応じた子育て施策の充実や質の高い教育・保育の提供など、環境の整備に努めます。

（２）地域における教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

保育所は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う施設であり、また、地域型保育事業は、供給が不足しがちな満３歳未満児の保育を提供する役割を担っており、この両方が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実が図られます。地域型保育事業が日頃から中核施設との交流や連携を密にすることで、満３歳以降も引き続き保育所において切れ目なく適切に教育・保育が受けられることにつながることから、教育・保育施設と地域型保育事業者間の連携への支援を進めていきます。

（３）保育所と小学校との連携

幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続のため、それぞれの職員による意見交換の場の設定や児童の交流活動のほか、職員の相互参観の実施や就学児の実態について話し合う機会の設定等を進め、幼児期から児童期への発達の流れなどについての共通理解を深め、小学校教育への連続性が確保できるよう緊密な連携を図っていきます。

６　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保や保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮した給付を行っていきます。

第５章　関連施策の展開

１　産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育事業の利用をできるよう、休業中の保護者に対して情報を提供するとともに、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスが実施できるよう、継続的な支援に努めます。

２　子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

（１）子ども虐待防止対策の充実

児童虐待の防止に向けて、親と子の心の健康づくりや「乳児家庭全戸訪問事業」の実施などを通じて養育支援を必要とする家庭の早期把握に努めます。

また、子育て支援センターにおいて、保護者の育児への負担や不安を解消するため、保護者同士が気軽に集まったり、子育ての悩みを相談できる場を提供します。

さらに、要保護児童対策地域協議会において関係機関との連携により、個々のケースに対応しています。

（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が安心して子育てと仕事を両立できるよう、個々の状況に応じた十分な情報提供や相談支援、さらには経済的に安定した生活のもとで、子どもを健全に育むことができるよう、各種手当の支給や医療費の助成など、経済的負担の軽減を図ります。

また、就労につながる資格取得やハローワークと連携した就労支援など、安定した収入が確保できるよう支援に努めます。

（３）障がい児施策の充実等

妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進し、障がいの早期発見に努めるとともに、一人ひとりのニーズに応じた丁寧な支援に努めます。

発達障がいについては社会的な理解が徐々に進んできていますが、今後も適切な情報の周知や家族支援に努めます。また、通常の学級に在籍する発達障がいのある子どもへの適切な教育支援を行います。

３　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

子ども・子育て支援法に基づく基本方針においても、社会全体の運動として仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を広げていく必要があることが示されています。

仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、男性と女性が互いに協力して家庭を築き、子育てができるよう、環境の整備や意識の醸成に取組み、育児休業等の普及促進と多様な働き方の実現を促進します。

４　地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化

（１）安心して迎える妊娠・出産

安心して出産を迎えられるよう母子健康手帳の交付を実施するとともに、妊婦健診の受診を促進し、妊婦の健康の確保に努めます。また、妊産婦への相談・情報提供を図ります。さらに乳児全員を訪問し、相談・指導を行います。

（２）親子の健康づくりを支援する健診・相談

乳幼児健診は未受診者のフォローを徹底するとともに、健診をきっかけに、継続的な支援が必要なケースについては、個別相談を実施し、発達の心配のある親子を支援します。離乳食、歯科、事故防止など保健師が関係機関と連携し、子どもの成長にあわせた保健活動を促進します。

（３）正しい生活習慣のための働きかけ

親の生活習慣が子どもの生活習慣に大きく影響することから、子どもの頃から望ましい食生活や生活のリズムを確保できるように保護者に働きかけるとともに、喫煙・飲酒の習慣などについての啓発を継続して取組みます。

第６章　計画の推進

１　計画の推進

本計画の推進にあたって、町内関係機関と連携して横断的な施策に取組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映し進めていきます。

２　計画の進行管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点で事業の点検及び評価を行い施策の改善につなげます。

計画、実行、点検、見直し（ＰＤＣＡ※）の観点から、計画の推進に際して、関係機関との意見交換等を通じて、本計画の検証を行い、必要かつ効果的な施策・事業の実施に努めます。

ＰＤＣＡの流れ

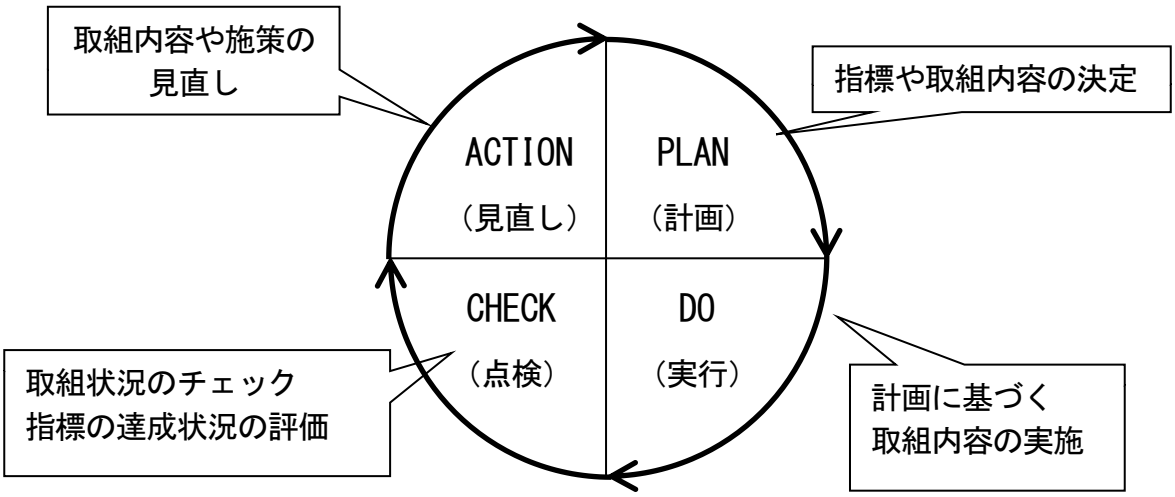

※PDCA：PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（点検）、ACTION（見直し）という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの。

資料編

1　芝山町で受けられる子育て支援サービス（抜粋）

妊娠に関する子育て支援サービス

事業名	事業の内容	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠がわかったら、保健センターで母子健康手帳を交付 日本語がわからない方のために外国語母子健康手帳（英語・タガログ語・インドネシア語・スペイン語・タイ語・中国語・ハングル語・ポルトガル語　各併記）を用意 母子健康手帳とともに、別冊を交付。別冊には、妊婦健康診査受診票14回分と乳児健康診査受診票（生後３～６か月、９～11か月に各１回）と出生通知書が含まれる。	保健センター
妊婦健康診査	母子健康手帳別冊の妊婦健康診査受診票を使って、14回まで公費負担で健診が受けられる。	保健センター
妊婦歯科健康診査	妊娠中に１回、歯科健診が受けられる。	保健センター
特定不妊治療助成事業	千葉県が、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の一部を助成	保健センター

赤ちゃんが生まれた際の子育て支援サービス

事業名	事業の内容	担当課
赤ちゃん訪問	生後４か月までの赤ちゃんを対象に、子育て支援に関する情報提供などを目的に保健師が家庭訪問を行う。	保健センター
赤ちゃん相談	生後１歳未満の乳児を対象に、身体計測と育児についての相談を行う。	保健センター
幼児健康診査	１歳６か月児健診、２歳児歯科健診、３歳児健診を行う。併せて子育てに関する相談も行う。	保健センター
予防接種	予防接種で免疫をつくり感染症を防ぐ。	保健センター
出産祝金	出産を奨励祝福して出産祝金を支給 ＜出産祝金の額＞第２子・10万円、第３子・30万円、第４子・50万円、第５子以上・70万円	町民税務課 戸籍係
チャイルドシート購入費助成	芝山町に住所を有し、かつ６歳未満の子どもを養育している保護者に、１台限り10,000円上限に交付	総務課 自治振興係
保育所・幼稚園園庭開放	幼稚園や保育所に入っていない乳幼児を対象に、園庭を開放 ・みつば幼稚園　電話で申し込みにより随時	各保育所 みつば幼稚園

事業名	事業の内容	担当課
	・町立保育所　　毎月第２・４水曜日 9：30～11：00	
一時保育	保護者が就労や通院などで児童の保育ができない場合、一時的に保育を実施	福祉保健課 子育て支援係

各種手当・助成

事業名	事業の内容	担当課
児童手当	中学校修了前児童の養育者に、児童手当を支給 ・支給額　３歳未満、３歳から小学生までの第３子以降　月額15,000円 ３歳から小学生までの第１子・第２子、中学生　月額10,000円 特例給付（養育者の所得が制限限度額以上の児童）月額5,000円 ・支払い月　６月、10月、２月（それぞれ前月分まで支給）	福祉保健課 子育て支援係
子ども医療費助成	０歳から中学３年生までの子どもが、病気やけがで受診した医療費のうち、保険診療分の自己負担の一部を助成	福祉保健課 子育て支援係
休日・夜間の担当病院	休日のけがや病気に備え、当番制で開院。その他、夜間急病診療所（東金）や休日救急歯科診療所（東金）も開設されている。	町内・近隣市町の病院
就学援助	経済的な理由で、義務教育を受けさせることが困難な保護者の方に学用品費などを援助	教育課 学校教育係
遠距離通学費補助金	片道、小学生４キロメートル以上、中学生６キロメートル以上を通学（徒歩・自転車・家族による送迎等）する児童及び生徒の保護者に、小学生年額5,500円、中学生年額8,800円を補助	教育課 学校教育係
学校給食費補助	町内に住所を有し、町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者及び県立特別支援学校（小学部・中学部）に在籍する児童生徒の保護者が負担する学校給食費を補助	教育課 学校教育係
子育てのための施設等利用給付	対象：認可外保育施設等利用児童 給付内容：保育料を月額37,000円まで無償化	福祉保健課 子育て支援係
	対象：子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園の園児 給付内容：入園料・保育料を月額25,700円まで無償化	教育課 学校教育係
	対象：子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園の園児で、共働き世帯で保育の必要な園児 給付内容：預かり保育料を月額11,300円まで無償化	教育課 学校教育係

事業名	事業の内容	担当課
実費徴収に係る補足給付	対象：子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園の園児で低所得世帯あるいは、第３子以降の園児（小学校３年までに兄姉がいること。） 給付内容：給食費（副食材料費）を月額4,500円まで補助	教育課 学校教育係
新たに三世代で同居する家族の住居の建築費への助成	人口減対策、少子高齢化対策として、町内に三世代が新たに同居等をするために住宅を新築、増築または購入する場合の費用を助成。 ・町内業者を利用した場合・・・上限200万円 ・町外業者を利用した場合・・・上限100万円	企画空港政策課 企画調整係
チーパス	千葉県が提携した店舗でチーパスを提示すると、店舗ごとに設定した子育て応援サービスを受けられる。	福祉保健課 子育て支援係
学童クラブ	保護者が就労等により昼間いない家庭の小学生に、適切な遊び及び生活の場を提供する。 ・開所時間　月曜日から金曜日まで 下校時～19：00 土曜日・学校休業日（夏休み等） ７：30～19：00 ・利用料　通常料金　月額6,000円 （８月は10,000円）※おやつ代は別途集金 延長料金　月額1,000円 ７：30～８：30、18：00～19：00	福祉保健課 子育て支援係

ひとり親家庭の子育て支援

事業名	事業の内容	担当課
児童扶養手当	ひとり親家庭等に、児童扶養手当を支給。受給期間は、児童が18歳まで（基準以上の障がいの状態にある場合は20歳未満） ・支給額　児童１人の場合　月額10,120円～42,910円 第２子は月額5,070円～10,140円、第３子以降については１人につき月額3,040円～6,080円を加算 ・支払い月　５月、７月、９月、11月、１月、３月	福祉保健課 子育て支援係
ＪＲ通勤定期乗車券の割引	児童扶養手当受給世帯は、ＪＲの通勤定期乗車券の特別割引を受けることができる。	福祉保健課 子育て支援係
ひとり親家庭医療費等助成	ひとり親家庭に対し、保険診療による医療費等の自己負担分の一部を助成	福祉保健課 子育て支援係
ひとり親家庭児童入学祝金	ひとり親家庭の児童が小学校、中学校に入学する場合、祝金5,000円を贈る。	福祉保健課 子育て支援係
母子父子寡婦福祉資金	母子・父子寡婦世帯に、修学資金、就職支度資金などの貸付けを行う。	福祉保健課 子育て支援係

障がいのある子どもの子育て支援

事業名	事業の内容	担当課
特別児童扶養手当	心身に重度もしくは中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に、特別児童扶養手当を支給 ・支給額　１級　月額52,200円 ２級　月額34,770円 ・支払い月　４月、８月、11月	福祉保健課 福祉係
障害児福祉手当	心身に重度の障がいがあり、日常生活に常時介護を必要とする児童に手当を支給	福祉保健課 福祉係
自立支援医療（育成医療）	身体に障がいのある18歳未満の児童で、指定育成医療機関において入院・手術等により確実な治療効果が期待できる方を対象に、医療費の一部を公費で負担	福祉保健課 福祉係
重度心身障害者医療費助成	重度心身障がい者が、医療機関で診療を受けた場合の、保険診療分の自己負担分を助成	福祉保健課 福祉係
障がい福祉サービス	車いすなど補装具の購入、ベッドや頭部保護帽などの日常生活用具の給付、ホームヘルパーの派遣や移動（外出）支援、障がい児施設への通所などさまざまな福祉サービスの助成 令和元年10月1日より、３歳から就学前の子どもの児童発達支援等の利用者負担を無償化	福祉保健課 福祉係
特別支援教育就学奨励費	町内小中学校の特別支援学級に在籍する子どもがいる保護者に対して、経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額等に応じ、特別支援教育就学奨励費を交付	教育課 学校教育係

困ったときの相談先

事業名	事業の内容	担当課
民生委員児童委員・主任児童委員	地域と公助をつなぐ身近な相談相手です。	福祉保健課 福祉係
子どもと親のサポートセンター	教育相談、いじめ・不登校の相談 ・電話　0120-415-446 ・受付　月～金　８：30～17：00 ※電話相談は24時間	千葉県 教育委員会
千葉県女性サポートセンター	夫や恋人からの暴力、夫婦間の悩みなどの相談 ・電話　043-206-8002	千葉県 総合企画部
24時間子どもチャイルドライン千葉	18歳までの子どものための電話相談 ・電話　0120-99-7777 ・受付　月～土　16：00～21：00	NPO子ども劇場 千葉県センター
子どもの人権110番	いじめや虐待など、子どものための電話相談 ・電話　0120-007-110 ・受付　月～土　８：30～17：15	法務局

事業名	事業の内容	担当課
子ども家庭110番	しつけ・教育などの相談 ・電話　043-252-1152 ・受付　月～金　９：00～17：00	千葉県中央児童相談所
弁護士無料法律相談	・電話　78-0526 ・受付　毎月最終火曜日／要予約	町社会福祉協議会
ふくし駆け込みテレホン	・電話　78-0526 ・受付　月～金　９：00～17：00	町社会福祉協議会
消費生活相談	多重債務などを含む消費生活相談 ・電話　0476-23-1161 ・受付　月～金　９：30～16：30	消費生活センター
外国人テレホン相談	病院、学校、仕事、在留資格、離婚などの相談に英語・中国語・スペイン語で対応 ・電話　043-297-2966	千葉県国際交流センター
虐待から子どもを守ろう	子どもの安心・安全 ・児童相談所全国共通ダイヤル 189	児童相談所（全国）
ヤング・テレホン	若者を対象とした相談 ・電話　0120-78-3497	千葉県警察少年センター

その他の支援

事業名	事業の内容	担当課
自立相談支援事業等	平成27年４月から事業が開始されており、実施主体である県や受託事業者と協力をしながら、今後も問題解決に向けた支援を行います。	千葉県
学習支援事業	平成30年10月から事業が開始されており、実施主体である県や受託事業者と協力をしながら、今後も問題解決に向けた支援を行います。ひとり親家庭等が対象	千葉県

第２期芝山町子ども・子育て支援事業計画

令和２年 10 月

発行者　　芝　山　町
千葉県山武郡芝山町小池 992
編集　　芝山町　福祉保健課　子育て支援係